

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130001	厚生労働省 法務省	サービス法改正によるサービスの 社保庁の徴収業務受託	国民年金法第96条、健康保険法第180条及び厚生年金保険法第86条 なお、サービス法については、当省の所管ではない。	社会保険庁において、国民年金、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収業務を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> 社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として、国民年金保険料の収納業務のうち、納付督促業務及び保険料の納付受託業務等について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施しているところであり、引き続き、その実施を進めていくこととしている。 なお、内閣官房長官の下に置かれた社会保険庁の組織の在り方に関する有識者会議の「社会保険庁改革の在り方について(最終とりまとめ)」(平成17年5月31日)において、「公的年金については、年金事業に特化した組織とした上で徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要。政管健保については、国とは切り離された全国単位の公法人を設立することとするが、徴収の事務については、事務の効率性、事業所の負担軽減及び強制性を帯びた公権力を行使するという事務の性格から、公的年金の運営主体において併せて実施することが適切、とされており、強制徴収まで民間に委託することは適当でないと考えている。 サービス法の改正については、当省として回答できる立場にない。 					<p>HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、現在、モデル事業として行っている事業についても、対象地域・対象事業の拡大など、本格的な市場化テストの実施について検討され、検討結果を示されたい。</p>	zB130001	厚生労働省 法務省	サービス法改正によるサービスの 社保庁の徴収業務受託	5069	5069B004
zB130001	法務省、厚生労働省	社会保険(国民年金・厚生年金・政管健保)の徴収業務の民間委託	国民年金法第96条、健康保険法第180条及び厚生年金保険法第86条 なお、サービス法については、当省の所管ではない。	社会保険庁において、政府管掌健康保険、厚生年金保険及び国民年金の保険料の徴収業務を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> 社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として、国民年金保険料の収納業務のうち、納付督促業務及び保険料の納付受託業務等について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施しているところであり、引き続き、その実施を進めていくこととしている。 なお、内閣官房長官の下に置かれた社会保険庁の組織の在り方に関する有識者会議の「社会保険庁改革の在り方について(最終とりまとめ)」(平成17年5月31日)において、「公的年金については、年金事業に特化した組織とした上で徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要。政管健保については、国とは切り離された全国単位の公法人を設立することとするが、徴収の事務については、事務の効率性、事業所の負担軽減及び強制性を帯びた公権力を行使するという事務の性格から、公的年金の運営主体において併せて実施することが適切、とされており、強制徴収まで民間に委託することは適当でないと考えている。 サービス法の改正については、当省として回答できる立場にない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、開示できる情報である。 なお、国民年金保険料収納事業に係る市場化テストモデル事業の実施に当たっては、実施方針において、対象事務における現行の納付督促方法、体制や未納者の属性等について開示しているところであり、さらに、落札者に対しては、納付督促業務の実施に必要な未納者情報を提供することとしている。 				<p>HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、現在、モデル事業として行っている事業についても、対象地域・対象事業の拡大など、本格的な市場化テストの実施について検討され、検討結果を示されたい。</p>	zB130001	法務省、厚生労働省	社会保険(国民年金・厚生年金・政管健保)の徴収業務の民間委託	5129	5129B001

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	2	個人	4	サービス法改正によるサービスの社保庁の徴収業務受託	注：すでに社保庁の回収業務の市場化テスト試行に関連して、落札サービスの業務の円滑実施の観点から、検討がなされているところ。				
1	2	民間企業	1	社会保険(国民年金・厚生年金・政管健保)の徴収業務の民間委託	債権管理回収業に関する特別措置法(サービス法)の特定金銭債権の扱い	督促、回収業務を業とするサービス者に委託することによる、費用対効果改善		サービス法、特定金銭債権の取扱 個人信用情報の開示とその取扱	社会保険料、未納延滞管理コストとその成果の開示 未納延滞管理コストとその成果率 未納延滞の現行管理システムと延滞管理要員及びその管理体制 【その他要望】 効果的かつ低コストによる未納金回収のための属性情報及び、未納情報の開示レベルとその内容 未納情報の開示範囲

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分 置の措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概 要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号
zB130002	厚生労働省	雇用・能力開発機構(私の仕事館)の業務改善と市場化テスト	職業能力開発促進法第15条の2第1項第3号、第96条、雇用保険法第63条第1項第1号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第1号	「私のしごと館」は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 ⁴ 在職者を対象とする職業訓練については、「…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査…」 ⁵ 離職者を対象とする職業訓練については、「…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に適うものとする。従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討されたい。				zB130002	厚生労働省	雇用・能力開発機構(私の仕事館)の業務改善と市場化テスト	5070	5070B005
zB130002	厚生労働省	「私のしごと館」運営事業	職業能力開発促進法第15条の2第1項第3号、第96条、雇用保険法第63条第1項第1号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第1号	「私のしごと館」は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 ⁴ 在職者を対象とする職業訓練については、「…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査…」 ⁵ 離職者を対象とする職業訓練については、「…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に適うものとする。従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討されたい。				zB130002	厚生労働省	「私のしごと館」運営事業	5130	5130B018

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	個人	5	雇用・能力開発機構(私の仕事館)の業務改善と市場化テスト	雇用・能力開発機構が運営する私の仕事館の業務を改善し市場化テストにかける	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。 ・しごと館の管理。運営業務は民間においても類似業務が存在する内容であり、民間委託も可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善により、無駄な業務の削減が行われそれによる管理コストの削減が期待される ・さらに、議場がテストを行うことによりさらなる人件費の削減や利用者の増加やしごと館の意義拡大が期待される 		
1	1	民間企業	18	「私のしごと館」運営事業	現在、独立行政法人雇用能力開発機構が実施している「私のしごと館」の運営を民間に開放し、効率化と業務内容の見直しを図る	<p>本施設は主として若年者が自主的に職業生活を設計し、それに基づく訓練等を受けられるよう支援・援助を行い、網羅的かつ体系的な職業意識啓発を行うことをめざして設置された体験型施設だが、支援的な業務の比重は低く、また職業体験についても現行の内容ではその場限りのものとなりやすく、継続した取り組みが重要な若年者の職業意識啓発につき、網羅的かつ体系的な運営に基づいて本来期待される効果をあげているとはいえない。経費の面でも効率的な運営がなされているとはいえず、市場化テスト事業とすることで、運営の効率化と業務内容の見直しを図ることが望ましい。</p>	民間のノウハウを活かした業務内容改善と充実したキャリア教育の実施		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130003	厚生労働省	国民年金の支払(納付)代行業務	国民年金法第92条から第95条	国民年金保険料は国庫金であり、日本銀行又は日本銀行蔵入代理店で現金により納付することとされている。 また、上記以外での納付を可能とするために納付受託制度を設けコンビニエンスストア等による納付も可能となっており、さらにインターネットバンキング等を利用した電子納付も可能となっている。	b		クレジットカードによる納付については、納めやすい環境づくりを進める観点と利用者のニーズに対応していくため、法的整理の必要性や当該事業にかかるコスト等の問題を含め、関係省庁と協議の上、検討を進めていくこととしている。					平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。また、要望者からの以下の更なる意見について、回答願いたい。 クレジットカード決済の導入時期などの見通しがたっているようであれば教えてほしい。	zB130003	厚生労働省	国民年金の支払(納付)代行業務	5078	5078B012
zB130003	厚生労働省	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料のカード決済	国民年金法第92条から第95条 介護保険法第129条、第135条、第132条、第135条、144条の2(17年10月施行) 国民健康保険法第80条の2 国民健康保険法第80条の2の規定に基づく厚生労働大臣の指定する市町村の指定について	国民年金保険料は国庫金であり、日本銀行又は日本銀行蔵入代理店で現金により納付することとされている。 また、上記以外での納付を可能とするために納付受託制度を設けコンビニエンスストア等による納付も可能となっており、さらにインターネットバンキング等を利用した電子納付も可能となっている。 介護保険の第1号被保険者の約85パーセント(平成14年4月時点)が特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納付しており、その他の方の保険料は普通徴収により徴収している。平成17年10月からはコンビニエンスストア等に収納の委託を行うことが可能となる。 被保険者の便益に資するため、厚生労働大臣の指定を受けた市町村における保険料収納事務については、コンビニエンスストア等に委託することができることとしている。	b b b		国民年金保険料のクレジットカードによる納付については、納めやすい環境づくりを進める観点と利用者のニーズに対応していくため、法的整理の必要性や当該事業にかかるコスト等の問題を含め、関係省庁と協議の上、検討を進めていくこととしている。 クレジットカード決済を行えるようにするためには、介護保険法において、地方税法第20条の6に相当する、本来納付の義務を負う被保険者以外の第三者からの納付を認める規定を創設することが必要となる。介護保険料については、今回の制度改正において収納の私人委託を可能とする規定を設けたところであるが、収納方法の多様化の観点から、次期法改正時にその実現に向けた検討をしてみたい。 国民健康保険料の収納に関しては、被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する市町村において、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができることとなっているが、現在のところ、クレジット決済による立替払いについては想定していない。 クレジット決済による立替払いについては、その必要性、有益性等を十分に検討する必要があることから研究会を立ち上げたところであり、検討を行ってみたい。					平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	zB130003	厚生労働省	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料のカード決済	5103	5103B008

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	株式会社ゼロ	12	国民年金の支払(納付)代行業務	国民年金のクレジットカード決済での支払の許可	国民年金の未納者対策は急務となっている。未納の原因は年金制度への不安感、支払手続きの煩雑さ・億劫さなどが上げられている。特に学生など若年者に対してホームページ上での情報提供とオンライン支払いができれば効果は大きい。支払者にとっては支払い方法を選択できることで利便性が向上する。クレジットカードでは口座振替同様に継続支払等が選択できるため、支払者の負担を軽減させ収納の確実性が増す。書類保管ではなくデータ処理することにより管理が容易になり、徴収員による集金の手間も軽減できる。サービス導入によりカード手数料負担を上回る納付増が期待できる。	厚生労働省の電子申請届出システムなどのホームページ上で自宅のパソコンからクレジットカード支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども申請時に受け付ける。年金番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。		
1	1	株式会社オーエムシーカード	8	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料のカード決済	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料の徴収においてカード決済を活用する。	社会保険庁所管の各種保険料のカード決済を導入することにより、徴収業務の効率化と徴収率の向上が図れるとともに、納付者の利便性も向上する。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号
2B130004	厚生労働省	高齢者に対する雇用活動支援	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条～43条の3	シルバー人材センターは、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することによりその就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人であって、臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢退職者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供する等の業務を行う者として、都道府県知事が指定している。	c		シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢者の就業機会の確保を目的として、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された公益法人であって業務の運営が適正かつ確実に行われると認められる法人を指定し、法律に定める業務を行わせることとしており、別主体に当該指定法人の業務を行わせることは、制度の趣旨に照らして市場化テストの対象になじまないと考えられる。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。 なお、事業者の選定プロセスにおいて市場化テストを活用し、官民で最も優れたものを選ぶ方式の実施や、指定法人制度の廃止を検討されたい。			2B130004	厚生労働省	高齢者に対する雇用活動支援	5086	5086B005
2B130004	厚生労働省	シルバー人材センターの運営に関する市場化テスト事業	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条～43条の3	シルバー人材センターは、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することによりその就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人であって、臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢退職者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供する等の業務を行う者として、都道府県知事が指定している。	c		シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢者の就業機会の確保を目的として、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された公益法人であって業務の運営が適正かつ確実に行われると認められる法人を指定し、法律に定める業務を行わせることとしており、別主体に当該指定法人の業務を行わせることは、制度の趣旨に照らして市場化テストの対象になじまないと考えられる。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。 なお、事業者の選定プロセスにおいて市場化テストを活用し、官民で最も優れたものを選ぶ方式の実施や、指定法人制度の廃止を検討されたい。			2B130004	厚生労働省	シルバー人材センターの運営に関する市場化テスト事業	5106	5106B001

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	ゲッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン(株)	5	高齢者に対する雇用活動支援	現在当社として、再就職支援業、シニア派遣業等を行っているが、その中で多くの高齢者に対する雇用を取り扱っており、シルバー人材センター殿からの民間解放を提案 提案業務 再就職に関する業務の一括請負 シルバー人材センターの請負・受託事業	提案理由 民間業者の活用による就労希望者に対する雇用機会の拡大	1. 競争条件 コスト面だけでなく、サービスの内容についても競争条件に織り込んで頂きたい。 2. 理由 再就職支援事業、人材派遣事業においては、より良いサービスを提供するということが最大の使命であるため。	当社としては、再就職支援業、人材派遣業を営んでおり、シルバー人材センター業務についても同類であると考え。従って、特に法規制上問題ないと考え。	シルバー人材センター殿が行っている詳細の業務内容とそれにかかる労力、人材
1	1	キャリアバンク株式会社	1	シルバー人材センターの運営に関する市場化テスト事業	現在、社団法人全国シルバー人材センター事業協会及び社団法人北海道シルバー人材センター連合会の下部組織にある社団法人札幌市シルバー人材センターが実施している、高齢者として登録した会員に対して、企業・団体・家庭から請負又は委託を受けた業務の、会員への提供事業	今後発生する団塊世代の大量定年退職ならびに高齢化社会の中で、高齢者層の就業機会を増やしていく為の多様なサービスが必要である。しかしながら国の補助金等を利用した高齢者向けのシルバー人材センターの事業は、民間サービスの参入を阻害している。シルバー人材センターが実施している事業は、市場化テストにより民間事業者に参入させたい。国は補助金を減額し、業務委託費で事業採算を取れる方向へ経営改善し、少額な補助金で運営することを旨とする。	社団法人札幌市シルバー人材センターが提供しているサービスを民間経営に移行する。業務を発注する側にコストを負担させるべく経営改善と営業努力を行うことにより、ビジネスモデルを変更し、補助金を大幅に減額しても成り立つ経営体制に移行する。	1986年成立の「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」によりシルバー人材センター事業が法制化され、同法に基づく法人としてシルバー人材センターが厚生労働大臣の指定を受け、多額な補助金の受給により、無料のサービスを提供して民間の参入を阻害している。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分 置の内 容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概 要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号
zB130005	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援		随意契約により、財団法人アジ ア福祉教育財団難民事業本部 に対し、条約難民その家族等 に対する定住支援を委託してい る。	d	御指摘の事業について主体規 制を行っておらず、民間開放済 みである。		内閣難民対策連絡調整会議に おいて、「関係行政機関は、定 住支援措置の外部委託に当 たっては、アジア福祉教育財団 をはじめ難民支援関係団体のノ ウハウ(技術的知識、経験又は それらの蓄積)の活用を図るよう 努める」とことされているが、ア ジア福祉教育財団が定住支援 を実施しなければならないとは 規定されていない。条約難民そ の他家族等に対する定住支援 に関しては、市場化テストの対 象としてその活用を図り、民間 事業者を含めた競争入札によっ て実施主体が決定されるよう検 討されたい。			zB130005	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援	5104	5104B001	
zB130005	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援		随意契約により、財団法人アジ ア福祉教育財団難民事業本部 に対し、条約難民その家族等 に対する定住支援を委託してい る。	d	御指摘の事業について主体規 制を行っておらず、民間開放済 みである。		内閣難民対策連絡調整会議に おいて、「関係行政機関は、定 住支援措置の外部委託に当 たっては、アジア福祉教育財団 をはじめ難民支援関係団体のノ ウハウ(技術的知識、経験又は それらの蓄積)の活用を図るよう 努める」とことされているが、ア ジア福祉教育財団が定住支援 を実施しなければならないとは 規定されていない。条約難民そ の他家族等に対する定住支援 に関しては、市場化テストの対 象としてその活用を図り、民間 事業者を含めた競争入札によっ て実施主体が決定されるよう検 討されたい。			zB130005	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援	5105	5105B001	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	3個人		1	条約難民その家族等に対する定住支援	<p>条約難民その家族等に対する定住支援に関しては、市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。</p>	<p>条約難民に関する支援は、これまで公的な支援はなく、NGOが実際の現場を担ってきた。また、国連人種差別撤廃委員会からも差別であり是正するよう勧告を受けていた(2001年3月)。2002年8月7日の内閣難民対策連絡調整会議決定においては、「インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることとし、アジア福祉教育財団に業務を委託する」とされた。しかし、同センターはインドシナ難民受入れ事業終了に伴い2005年度にて終了予定であり、同決定においては「国際救援センターの再整備又は代替施設等の手当て、さらには業務の委託のあり方について、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものであることを確認する。」とされている。2006年度からは全く新しい条約難民その家統等に対する定住支援が開始されることを踏まえ、2002年以前より現場で支援を続けてきたNGOの民間団体が支援事業に参入することを可能にすることが期待される。その展望は2004年当時の外務大臣答弁(第159回参議院決算委員会議事録:添付資料参照)、2003年の内閣難民対策連絡調整会議決定「3.関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める。」(添付資料)でも確認されている。</p>	<p>条約難民が日本で定住していくために必要とされる、日本語教育、社会適用訓練、職業訓練、就労支援ほか、その他本邦定住の促進に必要な事業の実施を行う。</p>	<p>随意契約により各省庁から財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ委託されており、民間の直接的な参入が許されていない。</p>	
1	3個人		1	条約難民その家族等に対する定住支援	<p>条約難民その家族等に対する定住支援に関しては、市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。</p>	<p>条約難民に関する支援は、これまで公的な支援はなく、NGOが実際の現場を担ってきた。また、国連人種差別撤廃委員会からも差別であり是正するよう勧告を受けていた(2001年3月)。2002年8月7日の内閣難民対策連絡調整会議決定においては、「インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることとし、アジア福祉教育財団に業務を委託する」とされた。しかし、同センターはインドシナ難民受入れ事業終了に伴い2005年度にて終了予定であり、同決定においては「国際救援センターの再整備又は代替施設等の手当て、さらには業務の委託のあり方について、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものであることを確認する。」とされている。2006年度からは全く新しい条約難民その家統等に対する定住支援が開始されることを踏まえ、2002年以前より現場で支援を続けてきたNGOの民間団体が支援事業に参入することを可能にすることが期待される。その展望は2004年当時の外務大臣答弁(第159回参議院決算委員会議事録:添付資料参照)、2003年の内閣難民対策連絡調整会議決定「3.関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める。」(添付資料)でも確認されている。</p>	<p>条約難民が日本で定住していくために必要とされる、日本語教育、社会適用訓練、職業訓練、就労支援ほか、その他本邦定住の促進に必要な事業の実施を行う。</p>	<p>随意契約により各省庁から財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ委託されており、民間の直接的な参入が許されていない。</p>	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分置	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130007	厚生労働省	公共職業安定所		「制度の現状」を参照されたい。 職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。		c	ハローワークが行うサービスネットワークとしての職業紹介事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不適当である。 ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、濫給を防止し、保険制度としての確かな運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は国が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。 特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使・学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に違背することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。	厚生労働省は、職業安定法に基づき職業紹介事業を行う行政責任を負っており、他の組織が所管官庁となることは適当ではない。				HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。 なお、ILO第88号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある、旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介業務を民間が行うことは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。 OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要はない、むしろ、失業認定を画一的基準に基づいて行うことが濫給の防止に資すると考える。 アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。	zB130007	厚生労働省	公共職業安定所	5037	5037B001
zB130008	厚生労働省	公共職業安定所の庶務課で行われている業務		「e-Japan重点計画2002」(平成14年6月18日IT戦略本部)各府省共通の人事・給与等の内部管理業務の電子化について、業務の合理化及びシステムの効率的整備を図る観点から、各府省間の整合性や連携を確保したシステム整備、具体的運用等に関する基本方針を策定。 「人事・給与等業務システム最適化計画」(平成16年2月27日CIO連絡会議)各府省等は、人事院、総務省及び財務省において開発する人事・給与情報システムの導入計画を策定し、個々に整備・運用していた人事・給与等業務に係る既存のシステムを2007年度末までに、人事・給与情報システムに更新する。 「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務システム最適化計画」(2004年(平成16年)9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の中で、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の下、経済産業省が中心となって、各種会計関係システムとの連携に留意しつつ仕様等の検討を行い、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において開発・運用主体を決定することとしている。 「電子政府構築計画」(平成16年6月14日CIO連絡会議)各府省等は、2004年8月に策定された導入計画に沿って、個々に整備・運用している人事・給与等業務に係る既存のシステムを2007年度末までに、人事・給与関係業務情報システムに更新する。		c	公共職業安定所職員の給与計算、経理業務は、都道府県労働局で集中化を進めているところあり、特に公共職業安定所内で行っている給与計算業務は簡易に等しく、委託するよう業務がないことから不適当。 「人事・給与等業務システム最適化計画」(平成16年2月27日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、人事院、総務省及び財務省が中心となって現在各府省共通の「人事・給与関係業務情報システム」を開発中であり、都道府県労働局においても平成18年度末までの導入が決定済み、職員自ら入力する行為及び決定する行為以外はシステム内で自動的に処理され、アウトプットされるような業務は、ほとんどないようシステム設計がなされているものと理解しており、その結果、年間の19億円の経費削減と年間延べ約130万時間分の業務処理時間の短縮が見込まれている。したがって、これを一部でも対象外とすることはシステム開発上非効率であり、事務の簡素化、合理化効果も著しく軽減することとなり不適当。 「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務システム最適化計画」(2004年(平成16年)9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、経済産業省を中心として、現在、各府省共通のシステムを開発中であり、各府省共通のシステムを構築することにより、システム開発及び4年間の運用に係る経費について約325億円(試算値)の削減、年間延べ約55万時間分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。したがって事務の簡素化、合理化を図ることとしており、前記と同様に、委託することとは不適当。 そもそも、給与計算業務、経理業務などの内部業務に係るシステムは、当省だけが導入するものではなく、全府庁が等しく導入することを政府として決定しているものであることから、システム開発者である人事院等において、そのような業務があるかどうか判断しただけであり、当省のうち、公共職業安定所のみで検討することは不適当。	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、既に都道府県労働局で集中化を進めている公共職業安定所職員の給与計算、経理業務について、包括的に民間委託を実施することが可能か検討されたい。				zB130008	厚生労働省	公共職業安定所の庶務課で行われている業務	5037	5037B002	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	1	公共職業安定所	公共職業安定所の(一部事業を除く)すべての事業 (個別の事業については、下記参照)	基本業務の雇用保険の資格認定・給付、及び職業紹介・斡旋の他、求職者の便宜のために実施しているセミナーなど事業の拡がりが見られますが、拡大している事業については民間が行っている事業の後追いの色彩が強く民間でも可能な事業と考えます。また、基本の資格認定・給付、及び職業紹介・斡旋事業についても、資格認定の公平性の問題、特別援助者(障害者、生活保護者の就業促進等々)の問題を除けば、民間が公共職業安定所事業に携わることにより「機能的には」問題が生ずることはないものと考えます。	資格認定、給付認定、及び特別援助者(障害者、生活保護者の就業促進等々)への対応を除く、すべての公共職業安定所の業務。	前回、憲法27条の第1項を理由として、またILO条約批准国として、国家が職業紹介を行う根拠が示されました。	市場化テストを実施する際に、現行の制度の所管官庁は競争相手になるわけですから、市場化テストを実施する事業に限っては別の組織が一時的に所管官庁となつて、官民が公平な競争ができるよう法改正、制度策定をお願い致します。
1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	2	公共職業安定所の庶務課で行われている業務	公共職業安定所内の内部事務に関する業務の受託	民間企業では、内部事務は企業にとって事業を拡大するための営業活動や生産活動などのコア業務とは違い、非コア業務であると位置付けられます。自社で雇用する社員は出来る限りコア業務に特化し、非コア業務はアウトソーシングすると言う流れが近年日本においても急速に見られます。そういった流れの中で、内部事務に関して専門的なノウハウを持ったアウトソーサーが増えています。専門的なノウハウを活用し、低コストで効率の良い運営を行うことで、各社から業務を受託しています。また、委託企業側はこれまで非コア業務に携わっていた社員をコア業務に特化することで、事業拡大や生産性の向上を実現しています。一方で官公庁では内部事務も公務員の行う業務であるという考えのもと、職員が業務を行っています。しかしながら、官公庁における内部事務も一部の法令を除くと民間とそれほどかわらない業務を行っています。つまり、官公庁でもこういったアウトソーサーの活用が可能であると考えられます。事実、弊社では静岡県及び千葉県から同業務を受託・運営を行っています。公共職業安定所においても、内部事務のアウトソーシングをご検討いただきたく提案いたします。	公共職業安定所内の給与計算業務、経理業務などの内部事務に関する業務の受託	公務員法により、非公務員が当該業務を行うことは出来ないという意見も聞かれますが、現状で静岡県・千葉県で実施されており、問題なく実施できると考えます。	当該業務において発生する処理内容及び処理件数の詳細な開示をお願いいたします。また、処理件数においては日毎・週毎・月毎の件数の推移を正確に開示ください。処理件数に応じた効率的な人員配置を行うことでコストの適正化を図ることが可能となります。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号
zB130009	厚生労働省	公共職業安定所の雇用保険適用課及び雇用保険給付課で行われている窓口業務	「制度の現状」を参照されたい。	雇用保険については、雇用保険法(昭和49年第116号)第2条第1項において「雇用保険は、政府が管掌する」とこととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、被保険者資格の確認といった業務については、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。	c		ご提案の業務については、 1 失業の認定・給付、雇用継続給付、教育訓練給付等の給付や被保険者資格の確認等行政処分当たる業務が含まれており、このような業務についてはそもそも民法上の委託になじまないこと、 2 濫給を防止する観点から、雇用保険の保険者として財政責任を負う国が行うことが適当であること、 3 旅券窓口や住民票の交付窓口と異なり、外形的画一的に処理できない業務を窓口において実施していること、から、市場化テストの対象とすることは不適当である。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、以下の点を踏まえて、再度ご検討頂きたい。 行政処分行使の権限をいかなる主体に付与すべきかは立法政策上の問題であり、法令上の特例措置等で対応可能である。 むしろ明確な基準に基づいて厳密に失業認定行えば、実施主体が官であろうと民であろうと濫給の防止は可能であると考えられる。 雇用保険窓口業務が「外形画一的に処理できない、理由について、旅券窓口や住民票の窓口業務と違いに触れつつ具体的に示されたい。 また、外形画一的に処理できない業務と、その実施主体が公務員で有るか否かの相関関係について示されたい。		zB130009	厚生労働省	公共職業安定所の雇用保険適用課及び雇用保険給付課で行われている窓口業務	5037	5037B003	
zB130010	厚生労働省	下部組織である「人材銀行」を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		人材銀行については、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。	「措置の概要」において述べたとおり、当該業務を市場化テストの対象とすることはできない。	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、当該施設は「ハローワークの組織」とのことだが、当該施設が存在しなかった時期の憲法やILO第88号条約との整合性についてご回答願いたい。また、同条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにあり」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事務を民間が行うこととは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。		zB130010	厚生労働省	下部組織である「人材銀行」を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	5037	5037B004	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	3	公共職業安定所の雇用保険適用課及び雇用保険給付課で行われている窓口業務	公共職業安定所内の窓口業務全般に関する業務の受託 (認定そのものについては担当者の派遣を厚生労働省から受けて行うことも可能であるかと存じます)	届出・認定等の窓口業務は概ねマニュアル化できる定型業務であると考えられます。つまり、アウトソーシングに適した業務であると考えられます。 官公庁の各種窓口は、待ち時間の長さ、その対応時間の短さに不満があげられます。民間企業が実施することで、夜間の延長や土日祭日の対応が可能になり、利用者の満足度を高めることができます。 同様の窓口対応業務に関しては、一般的にその対応レベルは官公庁に比べ民間企業の方が高いと言われております。これは民間企業では窓口利用者は全てお客様である為、対応レベルは常に高く保たれているからです。こういったノウハウを持った民間企業が窓口業務を実施することで利用者の満足度を高めることが出来ます。 以上のような理由から窓口業務に関してご提案いたします。	適用事業所の設置、廃止、事務組合関係、被保険者の資格取得・喪失、離職票交付、雇用継続給付業務 受給資格決定、失業認定、教育訓練給付、失業給付金等の給付業務に関する、窓口対応業務及び後方事務業務	内部事務と同様、公務員法により、非公務員が当該業務を行うことは出来ないという意見も聞かれますが、一部の地方自治体で旅券窓口や住民票の交付窓口等が民間委託されている事例もありますので、問題なく実施できると考えます。	当該業務に係るコストに関して、民間企業はその事業に必要な人員の総額人件費と事業を運営するための管理費により事業費を見積もります。それに対し、官側も当該業務に必要な人員の総額人件費(単年度における給与額だけでなく退職金・年金・福利厚生費などを含めた人件費の総額)と間接費(備品等にかかる費用だけでなく職員採用費や研修費などを含めた費用)で競争していただくようお願いいたします。
1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	4	下部組織である「人材銀行」を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	公共職業安定所が実施している職業紹介、職業相談事業	昨今の高い失業率の状況から職業相談窓口の混雑は慢性化している状況です。また、現行の職業紹介事業は、地域事情を勘案し、公共職業安定所それぞれが個性を発揮するといったことが難しい状況にあります。一方で、各ハローワークでホームページを作成している状況であり、独立性と効率性の両立が難しい状況であるようです。(同じことを別々にやるのではなく、同じことは一緒にやって、それぞれの独立性を競う形になるかと存じます) 例えば、民間が委託先競争型(業務委託)で受託した場合は、 窓口対応方法の変更 ハローワーク利用者の 利用目的別対応受付 など、利用者の利便性を第一に考えたユーザーオリエンテッドな諸施策の実施も見込まれるかと存じます。 ハローワークの利用者サイドに立った運営をすることにより、職業相談窓口の混雑緩和と利便性の向上が図られ、結果として利用者の増加とマッチング率の向上、改善につながります。	職業紹介、職業相談、人材銀行関連業務、求人受理・連絡、求人開拓、事業所情報の収集などのあらゆる年齢層の職業相談・紹介業務(日雇い労働者、障害者等の特別援助者の職業相談・紹介を除く)。		民間開放される対象事業部門については、民間を長とし、そのもとで業務執行ができるようお願いいたします。そのためには公共職業安定所業務の括り直しと、業務執行を行う分野が(例えば、日雇い労働者は部門、特別援助者は部門、一般求職者は民間(現在は一般求職者も、45歳未満と45歳以上で対応部門が分かれている)というように)、きっちり区分された組織であることが必要と考えます。それらを可能とするような規制緩和・規制改革を構じていただけるようお願いいたします。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号
zB130011	厚生労働省	下部組織である「就職サポートセンター」の職業相談事業、及び雇用開発事業	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		就職サポートセンターについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、当該施設は「ハローワークの組織」とのことだが、当該施設が存在しなかった時期の憲法やILO第88号条約との整合性についてご回答願いたい。また、同条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにあり」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事務を民間が行うこととは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。			zB130011	厚生労働省	下部組織である「就職サポートセンター」の職業相談事業、及び雇用開発事業	5037	5037B005	
zB130012	厚生労働省	下部組織である「ヤングハローワーク事業」を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ヤングハローワークについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、当該施設は「ハローワークの組織」とのことだが、当該施設が存在しなかった時期の憲法やILO第88号条約との整合性についてご回答願いたい。また、同条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにあり」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事務を民間が行うこととは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。			zB130012	厚生労働省	下部組織である「ヤングハローワーク事業」を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	5037	5037B006	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	5	下部組織である「就職サポートセンター」の職業相談事業、及び雇用開発事業	公共職業安定所が実施している職業紹介事業のうちの、就職サポートセンターに関する業務	年齢が若い層の失業率が高く、利用者が多いため相談を受けにくいという問題を有しております。これを民間が年齢層の近い担当者で対応したり、相談のため方策を対面だけでなく様々な方法を導入すれば、方向性が定まらない若年層にとっても相談施設としての機能の改善が図り得ると考えます。 各ハローワークの下部組織ということもあり、就職サポートセンターとしての横の連携が取れていないという問題を有しているのではないかと懸念しております。民間が入り各就職サポートセンター代表者による委員会のような組織をつくり就職サポートセンター全体をマネージすることができれば、広報宣伝活動をはじめとして効率化が進み、利用者増とマッチングの向上につなげることが出来るものと存じます。	職業相談・紹介業務(日雇い労働者、障害者等の特別援助者の職業相談・紹介を除く)。	就職サポートセンター事業は公共職業安定所をまとめる所長の管轄下におかれています。権限関係をどのように整理するか、整理する場合に法律の調整が必要かどうかは不明です。	
1	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	6	下部組織である「ヤングハローワーク事業」を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	公共職業安定所が実施している職業紹介事業のうちの、ヤングハローワークに関する業務	若年層の失業率が高いところから利用者が多く、相談を受けにくいという問題を有しており、これを民間がインターネットなどを利用し相談方法の多様化をはかれば利便性の向上につながると考えられます。また、方向性が定まらない若年層にとつての相談施設という面では、年齢層の近い担当者で対応するなど対応方法を工夫することにより機能改善につなげ利用率の向上、就職率の上昇に結びつけることができるものと存じます。 各ハローワークの下部組織ということから、ヤングハローワークとしての横の連携が取れていないという問題を有しており、民間が入り各ヤングハローワーク代表者による委員会のような組織をつくりヤングハローワーク全体をマネージすることができれば、広報宣伝活動をはじめとして効率化が進み、利用者増につながれると考えます。	職業相談・紹介業務(日雇い労働者、障害者等の特別援助者の職業相談・紹介を除く)。	ヤングハローワークは公共職業安定所をまとめる所長の管轄下におかれています。権限関係をどのように整理するか、整理する場合に法律の調整が必要かどうかは不明です。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分 置の措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概 要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号
zB130013	全省庁	府省における官房基幹業務		「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成19年度までに、決裁の電子化及び各種入力業務の自動化、支払の電子化、決裁階層の簡素化及びモニタリング(継続監視)の仕組みの導入、業務処理の標準化、情報の一元管理、外部委託化、必要な内部規程の見直し並びに最適な情報システムの構築を行うこととしている。	b	職員による判断を必要とする業務と判断を必要としない業務とに区分し、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図ることとしている。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。				zB130013	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001
zB130014	厚生労働省	公共職業安定所の全業務を市場化テストの対象事業とすること	「制度の現状」を参照されたい。	職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌する」とこととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の確認といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。	c	ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業及び雇用保険事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不适当である。 ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、濫給を防止し、保険制度としての的確な運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は国が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。 特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使・学識経験者とともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に違背することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上の非公的部門への		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。 なお、ILO第88号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事務を民間が行うことは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要はない、むしろ、失業認定を画一的基準に基づいて行うことこそが濫給の防止に資すると考える。 アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。			zB130014	厚生労働省	公共職業安定所の全業務を市場化テストの対象事業とすること	5044	5044B001	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	9	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考ええる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考ええる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考ええる。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
1	1	株式会社東京リーガルマインド	1	公共職業安定所の全業務を市場化テストの対象事業とすること	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している指導監督業務を除く全業務を施設単位で市場化テストの対象とすることを提案いたします。	現行のハローワークは、低いマッチング率、利用者軽視のサービス、高コストといった多くの問題を有しています。これは単なる公務員の懈怠というよりも、公務員という立場上の限界ということもできます。民間の職業紹介事業者が経験とノウハウを蓄積してきたいま、我が国の職業紹介システム全体における官の関与のあり方を見直し、新しい官民のパートナーシップの下で、効率的で質の高いサービスの提供を実現すべきと考えます。 なお、就職困難者の再就職支援といった事業単位で市場化テストにかけるという意見もありますが、かかる手間とコストのかかる事業のみを民に切り出しても、業務の効率化には結びつきません。ハローワークにおける無駄は、職員の人件費や福利厚生費、事務費など本体的部分にこそあり、この部分を含めて包括的に民間に委ねてこそ、無駄なコストを削減し、必要などころに重点的に費用配分をし、効率的で効果的な業務運営が可能になるといえます。また、職員の職(ポスト)が市場化テストにかけられることにより、官の側にもサービスの向上や業務の効率化といった努力が期待できます。よって、ハローワークの原則全業務を施設単位で市場化テストの対象とすべきと考えます。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築	無料職業紹介事業の許可基準の緩和(運用基準の変更)、雇用保険法第15条の2等・職業安定法第5条の4・第51条・51条の2・職業安定法第8条の解釈上の疑義につき政府解釈の変更による解決、職業者安定法第32条の3第2項の撤廃、を求めます。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130015	厚生労働省	アビリティガーデンの全業務を市場化テストの対象事業とすること	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	アビリティガーデンは独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)。(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る。」「4 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査…」、「5 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に資するものとする。従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討されたい。		zB130015	厚生労働省	アビリティガーデンの全業務を市場化テストの対象事業とすること	5044	5044B002
zB130016	厚生労働省	公共職業安定所と公共職業訓練施設における全業務を一体的に市場化テストの対象とすること	【公共職業安定所について】 「制度の現状」を参照されたい。 【公共職業訓練施設について】 職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	【公共職業安定所について】 職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。 雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌することとされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の確認といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。 【公共職業訓練施設について】 公共職業能力開発施設は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	【公共職業安定所について】 ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業及び雇用保険業務については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不適当である。 ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、差別を防止し、保険制度としての確かな運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は国が一元的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。 特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使・学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に資することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公開部門への一般公開を望まない企業からのものである。 【公共職業訓練施設について】 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)。(注)の通り、なお、 【公共職業安定所について】 ILO第88号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持することと、実際の職業紹介業務を民間が行うことは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要は無い。むしろ、失業認定を画一的基準に基づいて行うことこそが濫給の防止に資するものとする。アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。 【公共職業訓練施設について】 提案の趣旨を踏まえ、通則法上の見直し期間に関わらず検討をお願いしたい。		zB130016	厚生労働省	公共職業安定所と公共職業訓練施設における全業務を一体的に市場化テストの対象とすること	5044	5044B003	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	株式会社東京リーガルマインド	2	アビリティガーデンの全業務を市場化テストの対象事業とすること	現在雇用・能力開発機構の運営している生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)の全業務を市場化テストの対象とすることを提案いたします。	現行の公共職業訓練施設は、稼働率が低く高コスト・非効率な運営を行っている。訓練内容が労働者や企業のニーズに充分対応できていない、訓練と紹介が一体化されておらず効率的なマッチングができていない、訓練費用や失業保険の訓練延長給付といった手厚い補助が公共職業訓練にのみ偏重しているため、民間教育訓練機関の事業を圧迫している、といった問題を有しています。そこで、公共職業訓練施設の全業務を、ノウハウを有する民間事業者に包括的に委託することにより、訓練の効果的・効率的実施とコスト削減を図っていくべきと考えます。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築		
1	1	株式会社東京リーガルマインド	3	公共職業安定所と公共職業訓練施設における全業務を一体的に市場化テストの対象とすること	公共職業安定所と公共職業訓練施設における原則全業務を、一体的に市場化テストの対象とすることを提案いたします(例えば、アビリティガーデンと併設するハローワーク墨田等)。	失業者に対する職業紹介は、職業訓練と直結してこそ、効率的・効果的なマッチングが可能となります。しかし、前述のように、現行では公共職業安定所は厚生労働省地方労働局、公共職業訓練は雇用・能力開発機構と都道府県と実施主体が完全に分離しており、十分な連携がなされていません。そこで、公共職業訓練施設と隣接する公共職業安定所を一体的に市場化テストの対象とし、民間事業者に一括的に運営を委ねることにより、職業紹介と職業訓練を一体化させた効率的・効果的なサービスモデルを構築していくことが有効と考えます。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130017	厚生労働省	長期生活支援資金貸付事業	生活福祉資金 (長期生活支援 資金)の貸付に ついて(平成14 年12月24日厚 生労働省発社援 第1224001号 厚 生労働事務次官 通知)	長期生活支援資金の貸付け は、低所得世帯等が安定した生 活を送れるようにすることを目的 とした生活福祉資金の資金種類 の一つとして、一定の居住用不 動産を有し、将来にわたりその 住居に住み続けることを希望す る低所得の高齢者世帯に対し、 当該不動産を担保として生活資 金の貸付けを行うことにより、そ の世帯の自立を支援することを 目的とし、都道府県社会福祉協 議会(資金の貸付業務の一部を 当該都道府県の区域内にある 市町村社会福祉協議会に委託 可)が行うものである。	c、d		長期生活支援資金貸付事業は、低所 得世帯等を対象とした生活福祉資金の 資金種類の一つとして、いわゆるリ バース・モーゲージの手法を導入し、低 所得の高齢者世帯に対し、居住用の不 動産を担保として生活資金の貸付けを 行う事業であるが、さらに、低所得世帯 等が安定した生活を送れるようにするこ とを目的とした社会福祉制度でもあり、 また、地域住民に対する相談・援助を 行う民生委員等との連携のもとに事業 を行う必要があることから、その実施主 体としては、社会福祉法に基づき、地域 の社会福祉事業を営業者及び社会 福祉に関する活動を行う者が参加 し、地域福祉の推進を図ることを目的と する団体である社会福祉協議会が担う ことが適当であると考えている。 なお、市場化テストは、公共サービスの 提供について、民間参入を阻害する 規制の緩和を図ることを目的とするもの であることにかんがみれば、今回要望 を受けた長期生活支援資金貸付事業 については、類似の貸付事業(リバ ース・モーゲージ)を民間の金融機関等が 行うことを規制しているわけではなく、 既にそのような事業を行っている事例も 見られるところであり、市場化テストの 対象にはなじまないものと考える。				HP上の本文「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)の (注)の通り。	zB130017	厚生労働省	長期生活支援資金貸付事業	5050	5050B001
zB130018	厚生労働省	と畜検査の民間開放(新規)	と畜場法第14 条、第19条、と 畜場法施行令第 10条	獣畜のとさつ又は解体を行う場 合には、と畜場において都道府 県知事等の検査を受けることが 必要であり、検査は都道府県知 事が命じたと畜検査員(獣医師) が行うこととされている。	c		と畜検査制度については、我が 国のみならず、諸外国(EU、米 国等)においても政府機関が実 施しており、民間機関が行って いる例は承知していない。また このような検査制度は、国際基 準(コーデックス基準)において も求められている。				HP上の本文「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)の (注)の通り。	zB130018	厚生労働省	と畜検査の民間開放(新規)	5053	5053B002

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	(社)全国労働金庫協会	1	長期生活支援資金貸付事業	現在都道府県の社会福祉協議会が実施している長期生活支援資金貸付事業	<p>・豊富な住宅ローン取扱い経験を活かし、効率的かつスピーディーな制度運用が可能となる。また、結果的に事務コストの縮減も見込まれる。(2005年3月末現在の住宅ローンの件数・残高は569千件、6.8兆円)</p> <p>・例えば次のような改善、効率化等が見込まれる</p> <p>不動産の評価については、住宅ローンのノウハウを活用し、不動産鑑定士への依頼は不要となる。</p> <p>現制度が対象としていないマンションについても対象となりうる</p>	都道府県社会福祉協議会と同等以上の事業展開		
1	1	(社)日本経済団体連合会	2	と畜検査の民間開放【新規】	と畜場におけると畜検査に、民間企業の参入を可能とすべきである。	<p>現在、と畜検査は都道府県の職員が行っているため、土曜日、日曜日、祝日に検査が行われていない。このため、祝日にはと畜場が稼働できず、曜日によっては十分な数量を出荷できない。と畜検査の民間委託を認めることで検査を行うことが可能となり、処理頭数が増加し、畜産の出荷量が安定する。</p>		と畜場法第14条	<p>と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならないとされ、民間企業による検査が認められていない。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管理 番号
zB130019	厚生労働省	官製の医療市場へ混合診療を認める 病院群を導入する市場化テスト	医療法第7条1 項、第8条	病院もしくは診療所は、医師及び 歯科医師個人が開設する場合に 関しては届出、それ以外の 者が開設する場合に関しては許 可を受けることにより開設が可能 である。	e		提案の趣旨が不明であるが、病 院の経営についてはすでに民 間開放しており、市場化テストの 対象とすることができない。					zB130019	厚生労働省	官製の医療市場へ混合診療を認める 病院群を導入する市場化テスト	5056	5056B001
zB130020	厚生労働省	愛知障害者職業センター	障害者の雇用の 促進等に関する 法律第19条～第 26条	障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用 促進法」という。)においては、障害者の職業の安定を図る ため、障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等を行 い、その職業生活における自立を図るための職業リハビリ テーションの措置を講ずることとしている。 こうした考えのもと、障害者雇用促進法においては、障害 者の職業能力の評価やカウンセリング等に当たって必要な 専門的な知識・技術等に基づき、障害者の職業評価、職業 指導、職業準備訓練、職業講習等の職業リハビリテーショ ンを実施するため、職業リハビリテーション技術の研究・開 発、情報の提供及び職業リハビリテーション関係者に対す る研修等を行うこと等を目的とした「障害者職業総合セン ター」、障害者職業能力開発校等との連携のもと、職業評 価、職業指導等の措置を系統的に講ずること等を目的とし た「広域障害者職業センター」、公共職業安定所との密接 な連携のもと、職業評価、職業指導から就職後のアフター ケアまでを専門的に行うこと等を目的とした「地域障害者職 業センター」を設置・運営することとされている。 「障害者雇用促進法においては、障害者職業センターの密 接な協力に基づき、障害者職業総合センターを中心とする 職業リハビリテーションに関する全国ネットワークを形成し、 人事・技術交流の円滑化等を通じて職業リハビリテーショ ンの水準を向上させるため、障害者職業センターの設置・運 営の業務について、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機 構(以下「高障機構」という。)において一体的に実施するこ ととしている。高障機構においては、厚生労働大臣が指定 する試験に合格し、かつ、講習を修了した障害者職業カウ ンセラーを障害者職業センターに置き、障害者職業センター の業務を行っており、これにより、専門的な知識・技術等に 基づいた職業リハビリテーションを実施しているところであ る。	c		独立行政法人高齢・障害者支 援機構の業務の在り方につ いては、中期目標の期間の終了時 (平成19年度末)において、独 立行政法人通則法(平成11年 法律第103号)に基づく手続き の下、同法人の業務全般にわ たる検討を行った上で、必要に 応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望』に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)」の (注)の通り。なお、独立行政法 人通則法は、中期目標終了時 まで民間開放を含む業務の見 直しを行ってはならない旨を規 定していない。		zB130020	厚生労働省	愛知障害者職業センター	5060	5060B006	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	特定非営利活動法人瀬戸内医療福祉団	1	官製の医療市場へ混合診療を認める病院群を導入する市場化テスト	<p>・オープン型の小規模病院を核とする地域完結型の診療ネットワークの全国的普及を政策的に誘導する。こういったネットワーク内の中核病院を新たな呼称で医療法第4条に位置付ける。</p> <p>・このオープン型の小規模病院に限って、低診療報酬の適用(例えば入院料と入院時医学管理料を有床診療所 群と定める等)と、新たな特定療養費(例えば、いわゆる混合診療に幅広い解釈を持つ例外法等)を許可する。</p>	<p>我が国の医療分野において、官民の競争入札を図る制度上の部分は限りなく少ない。その理由は、医療のすべてを官が主導してきた歴史的経緯があるからだ。仮に競争入札を制度上の未梢の部分で行ったとしても、日本の医療の官製市場は何ら変わらない。そこで現制度の中でこういった部分を官と民が競合すれば、国が如何なる事態に陥っても、国、国民、医療関係者の誰もが無利益を蒙らずに済む制度が構築できるかを検討し整備する必要がある。そのためには、現制度の柱をなす医療法と健康保険法の中に、民の考えが活かせる部分を設けることをおいて他にはない。つまり、現行の医療提供体制と健康保険のなかに民の自由裁量の効く部分を拡大して設ける事である。それが広義の官民競争入札の目的にもつながる。具体的には、制度内に民の自由裁量部分を持たせる医療機関を新設し、健康保険と連動して特定療養費の拡大部分を設け許可する。更に、こういった医療機関が健康保険の徴収にも関われば、既存の医療機関で占める官製市場に対し、民の創意工夫が活かせる民間の市場を形成することができる。これにより将来的に国の如何なる状況にも耐え得る柔軟性のある医療制度を構築することができる。そのモデルが、高度地域密着病院に新設であり、この病院群だけに新たな項目で特定療養費を認めるというものである。</p>	<p>本要望事項の実現により少子高齢社会にあっても持続可能で良質な医療が芽生え、同時に社会保障給付費の抑制に寄与し、国の将来において持続可能な制度を構築できる。さらに支援住民の寄託や寄付等の財源化を制度的に付加すれば、公的医療保険を補う財源ともなり、医療ばかりが介護についても国の負担を軽減できる。また医療提供側にとっては経営体質の強化が容易となり、ネットワーク間の競合にも耐え地域貢献へ立ち向かうことができるようになる。そのためにも、先ず四角四面ではない、規制の意味合いの少ない実質的な混合診療を容認する必要がある。この流れにおいて、非営利意識の高い団体または個人の参入を促進し、民の判断がより良い医療関連サービスを生み、また地域毎の良い意味での競合を導く。その結果として生じる過当競争は、市場的に同心円的な拡がりをもって医療資源の地域偏在を是正し、全国均一に高品質、低価格な医療提供体制の整備が進む。</p>	<p>・医療法 保険法</p> <p>・健康 ・療養担当規則</p>	
1	1	民間企業	6	愛知障害者職業センター	愛知障害者職業センターの業務全般について民間への委託を希望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可能	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130021	厚生労働省	雇用・能力開発機構愛知	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号、独立行政法人通則法第7条第2項	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務は、独立行政法人雇用・能力開発機構法等に基づき、全国の都道府県センター及び職業能力促進センター等で行っているものであり、愛知県においては県内に愛知センター、ポリテクセンター中部等の施設を独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営している。	c	—	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。	—	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。				zB130021	厚生労働省	雇用・能力開発機構愛知	5060	5060B007
zB130022	経済産業省、農林水産省、厚生労働省、環境省	各省庁所管の一括研究機関の会計・人事、その他研究支援等バックオフィス関係事務の市場化テスト			d/e		独立行政法人制度の趣旨()に鑑み、民間委託の要否については各法人が自主的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えられる。また、独立行政法人国立健康・栄養研究所が実施している財務・経理、人事、総務等の業務の民間への委託を規制する規定はない。なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、医薬品の副作用等による被害救済、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行う法人であるが、「研究関係業務は行っていないことから、「研究機関系独立行政法人」には該当しないと考えられる。 独立行政法人制度においては、独立行政法人の業務運営における自主性に十分配慮することが求められている(独立行政法人通則法第3条第3項)。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。				zB130022	経済産業省、農林水産省、厚生労働省、環境省	各省庁所管の一括研究機関の会計・人事、その他研究支援等バックオフィス関係事務の市場化テスト	5066	5066B001

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	民間企業	7	雇用・能力開発機構愛知	雇用・能力開発機構愛知の業務全般について民間への委託を希望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可能	独立行政法人雇用・能力開発機構		
1	1	トランスコスモス株式会社 MCMサービス統括 サービス企画部 益村勝将	1	各省庁所管の一括研究機関の会計・人事 その他研究支援等バックオフィス関係事務の 市場化テスト	産業技術総合研究所、NEDO、製品評価技術基盤機構、農業・生物系特定産業技術研究機構作物研究所、農業生物資源研究所、食品総合研究所、森林総合研究所、農業環境技術研究所、水産総合研究センター、国立健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、国立環境研究所等の研究機関系独立行政法人が実施している財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務の一括市場化テスト	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務はそれぞれの自治体で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができる。 3.サービスレベルの向上 業務の効率化により対応の迅速化や職員の処理内容が削減されサービスレベルが向上する。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他研究機関と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で市場化テストを実施する		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130023	厚生労働省	水道業務の市場化テスト	水道法	<p>水道事業は公益事業であり、また、継続的、安定的な経営が求められるものであることから、各々の水道事業をどのような経営形態で行うかについては、水道の需要者から最も近く、また、地域の実情に通じている市町村が判断し選択すべきものであることから、水道法第6条において、市町村以外の者は、給水区域をその区域を含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとしてしています。</p> <p>一方、水道施設の管理については、水道法第24条の3に規定されているとおり、水道の管理に関する技術上の業務を水道法上の責任とともに第三者に委託することが可能です。</p> <p>また、検針や料金徴収等の業務についても民間に委託して実施することが可能であり、現に多くの水道事業者において民間委託が行われているところであります。</p>	d	-	水道施設の管理等については、制度の現状で述べたとおり、民間委託が可能となっています。		貴省回答では、「水道施設の管理等については、制度の現状で述べたとおり、民間委託が可能」とのことだが、料金設定も含め全ての業務が民間委託可能かどうかご教示願いたい。				zB130023	厚生労働省	水道業務の市場化テスト	5067	5067B001
zB130024	厚生労働省	ハローワーク(公共職業紹介所)の市場化テスト	「制度の現状」を参照されたい。	<p>職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。</p> <p>雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌する」とこととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の確認といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。</p>	c		<p>ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業及び雇用保険事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不适当である。</p> <p>ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。</p> <p>雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、濫給を防止し、保険制度としての確かな運営が可能となるものであるため、雇用保険と職業紹介は国が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。</p> <p>特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。</p> <p>民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使、学識経験者とともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に違背することとなる。</p> <p>中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上の非公的部門への一</p>		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、ILO第88号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介業務を民間が行うことは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要は無い。むしろ、失業認定を画一的基準に基づいて行うことこそが濫給の防止に資すると考える。 <p>アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。</p>			zB130024	厚生労働省	ハローワーク(公共職業紹介所)の市場化テスト	5068	5068B002	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	つくば市議会議員 五十嵐立青	1	水道業務の市場化テスト	自治体の水道管理事業を民間開放する	<p>現在、水道事業は水道法6条により、原則市区町村が請け負うことになっている。しかし、当該業務は設備の管理やその使用料の徴収など民間において類似業務が存在する。</p> <p>民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。</p> <p>1.コストダウン・利用者にとっての料金低下 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.利用者にとってのサービスの向上 民間の創意工夫により、支払い方法の多様化や新しい料金体系や新しいサービスなどが創出される。</p>	自治体の水道管理業務全て	第6条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。《改正》平11法1602 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域を含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。	
1	1	個人	2	ハローワーク(公共職業紹介所)の市場化テスト	各公共職業紹介所が実施している業務全体に対して包括的に市場化テストを実施	<p>現在、ハローワークが実施している職業紹介業務全般は、多くの民間事業者においても実施されているため</p>	ハローワークの業務全体に対して包括的に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号
zB130025	厚生労働省	キャリア交流プラザ事業の市場化テスト 対象地域拡大	「制度の現状」を 参照されたい。	キャリア交流プラザ事業については、中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者及び中高年長期失業者を登録制により対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るため、全国15か所で実施しているところである。このうち5か所について、民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上をめざしていく観点から、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とし、本年6月より実施しているところである。	c		キャリア交流プラザ事業については、本年6月より1年間市場化テストのモデル事業の対象としているところであるが、まずは現行5か所のモデル事業を着実に実施し、的確な実績評価を行った上で、実施地域の拡大や事業の適否等について判断する必要があるため、現時点において対象地域の拡大を行うことは適当でない。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、現在、モデル事業として行っている事業についても、対象地域の拡大など、本格的な市場化テストの実施について検討され、検討結果を示されたい。			zB130025	厚生労働省	キャリア交流プラザ事業の市場化テスト 対象地域拡大	5068	5068B003
zB130026	厚生労働省	若年者版キャリア交流プラザ事業の市場化テスト対象地域拡大	「制度の現状」を 参照されたい。	若年者版キャリア交流プラザ事業については、的確、円滑な就職のための支援の必要性が高い若年求職者を対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るため、全国1か所で実施しているところである。この1か所について、民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上をめざしていく観点から、求職者に対して無料の職業紹介業務を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設として、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とし、本年6月より実施しているところである。	e		若年者版キャリア交流プラザについては、全国に1か所のみ設置されたものをテストの対象としているものである。					zB130026	厚生労働省	若年者版キャリア交流プラザ事業の市場化テスト対象地域拡大	5068	5068B004

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号?	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	個人	3	キャリア交流プラザ事業の市場化テスト対象地域拡大	市場化テストのモデル事業対象であるキャリア交流プラザ事業の対象地域拡大	すでに「キャリア交流プラザ」はモデル事業として市場化テストが実施されており、市場化テストの趣旨との合致は確認されているものと考えられるしたがって、対象地域を拡大して、より多くの成果を得ていくことが妥当であるため	基本的には、モデル事業と同様ただし、モデル事業の実施において識別された課題解決に向けた方策を実施こととする		
1	1	個人	4	若年版キャリア交流プラザ事業の市場化テスト対象地域拡大	市場化テストのモデル事業対象である若年版キャリア交流プラザ事業の対象地域拡大	すでに「若年版キャリア交流プラザ」はモデル事業として市場化テストが実施されており、市場化テストの趣旨との合致は確認されているものと考えられるしたがって、対象地域を拡大して、より多くの成果を得ていくことは妥当であるため	基本的には、モデル事業と同様ただし、モデル事業の実施において識別された課題解決に向けた方策を実施こととする		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分 置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概 要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130027	厚生労働省	求人開拓事業の市場化テスト対象地域 拡大	「制度の現状」を 参照されたい。	依然求人情勢が厳しい地域に あって求人を量的に確保するた めの求人開拓については、平成 17年度全国77地域で実施して いるところであるが、このうち3 地域について、民間事業者等の 知見・ノウハウを活用すること により、サービスのコスト削減・質 向上をめざしていく観点から、市 場化テスト(モデル事業)の対象 とし、本年6月より実施している ところである。	c	求人量の確保を図るための 求人開拓事業については、本年 6月より1年間市場化テストのモ デル事業の対象としているとこ ろであるが、まずは現行3地域 のモデル事業を着実に実施し、 的確な実績評価を行った上で、 実施地域の拡大や事業の適否 等について判断する必要がある ため、現時点において対象地域 の拡大を行うことは適当でない。		HP上の本文「『全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望』に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)」の (注)の通り。なお、現在、モデル 事業として行っている事業につ いても、対象地域の拡大など、 本格的な市場化テストの実施に ついて検討され、検討結果を示 されたい。			zB130027	厚生労働省	求人開拓事業の市場化テスト対象地域 拡大	5068	5068B005	
zB130028	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	独立行政法人通 則法第35条	独立行政法人の中期目標の期 間の終了時において、当該独立 行政法人の業務を継続させる必 要性、組織の在り方その他その 組織及び業務の全般にわたる 検討を行うこととされている。	c	国立病院機構の業務の在り方 については、中期目標の期間の 終了時(平成19年度末)におい て、独立行政法人通則法(平成 11年法律第103号)に基づく手 続きの下、同法人の業務全般に わたる検討を行った上で、必要 に応じ、決するべきである。 なお、国立病院機構の業務につ いては、既に外来窓口業務、清 掃業務など、可能な業務は既に 民間に委託しているところであ る。 労働者健康福祉機構の業務の 在り方については、中期目標の 期間の終了時(平成19年度末) において、独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)に基 づく手続きの下、同法人の業務 全般にわたる検討を行った上 で、必要に応じ、決するべきであ る。 なお、労働者健康福祉機構の 病院における業務については、 既に外来窓口業務、清掃業務 など、可能な業務は既に民間に 委託しているところである。		HP上の本文「『全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望』に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)」の (注)の通り。			zB130028	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	5068	5068B010	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	個人	5	求人開拓事業の市場化テスト対象地域拡大	市場化テストのモデル事業対象である求人開拓事業の対象地域拡大	すでに「求人開拓事業」はモデル事業として市場化テストが実施されており、市場化テストの趣旨との合致は確認されているものと考えられるしたがって、対象地域を拡大して、より多くの成果を得ていくことが妥当であるため	基本的には、モデル事業と同様ただし、モデル事業の実施において識別された課題解決に向けた方策を実施こととする		
1	3	個人	10	行政機関運営病院の市場化テスト	(独)国立病院機構が所管する国立病院、特殊法人・独立行政法人が経営する病院、地方自治体が経営している病院等、行政機関が所管・経営する病院の市場化テスト	現在、行政機関は病院を所管・経営しているが、民間法人によっても経営されているため	行政機関が所管・経営する病院に対して、市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベルの向上が図られるものと期待される	独立行政法人国立病院機構法当該業務の実施主体は国立病院のみが想定されている	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130029	厚生労働省、 総務省	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	国民年金法第96 条	社会保険庁において、国民年金 の保険料の徴収業務を行っている。	a	(現 在、実 施して いる市 場化テ ストの モデル 事業を 引き続 ぎ実 施)	社会保険庁においては、業務 効率化の観点から外部委託の 拡大を図ることとしており、その 一環として、国民年金保険料の 収納業務のうち、納付督促業務 及び保険料の納付受託業務等 について、包括的に市場化テス トのモデル事業として実施して いる。引き続き、その実施を進 めていくこととしている。		HP上の本文「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)の (注)の通り。なお、現在、モデル 事業として行っている事業につ いても、対象地域・対象事業につ いても、対象地域・対象事業の 拡大など、本格的な市場化テス トの実施について検討され、検 討結果を示されたい。				zB130029	厚生労働省、 総務省	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	5069	5069B003
zB130030	全省庁	公用車の運転業務受託		一部外部委託	c / d		運転手職員退職後の不補充の 方針に基づき、運転手職員退職 後は順次、民間委託に移行して いる。ただし、不規則・緊急な業 務・事態に対応する必要がある こと等により、すべてを民間委 託とすることはできない。		引き続きアウトソーシングの範 囲の拡大を検討願いたい。				zB130030	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	2個人		3	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	社会保険庁の徴収業務、およびNHKの受信料徴収業務について、社会保険庁、NHKがそれぞれ、同業務に対して市場化テストを実施するもの。	社会保険料、NHKの受信料とも、その納入は義務であり、各組織のスタッフが徴収に向いているところであるが、一人で両方について督促がかけられれば、合理的な回収が実現できると考えられる。	社会保険庁の徴収業務、NHKの受信料徴収業務	調査中	
1	9個人		7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わるのではなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130031	全府省	バックオフィス系業務の民間委託			d		競争入札を希望する業者の資格審査登録業務、省庁別財務諸表の作成業務等の財務・経理・購買業務、語学研修等の人事業務、厚生労働省ネットワークシステム等情報システムの保守・管理業務、厚生労働省ホームページの掲載等の広報業務について民間委託を行っているところであり、既に民間開放済みである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。				zB130031	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009
zB130032	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発総合大学校)全体の市場化テスト	職業能力開発促進法第27条第3項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発総合大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 ⁴ 在職者を対象とする職業訓練については、「…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査…」 ⁵ 離職者を対象とする職業訓練については、「…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に資するものと考え、従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討されたい。			zB130032	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発総合大学校)全体の市場化テスト	5070	5070B001	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	9	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		
1	1	個人	1	雇用・能力開発機構(職業能力開発総合大学校)全体の市場化テスト	雇用・能力開発機構が運営する職業能力開発総合大学校全体の業務を市場化テストにかける	・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。 ・当施設の業務は民間の研修関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者の募集方法、研修内容等で民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。 ・事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。 ・職業訓練と紹介が一体的に運営されておらず、なかなか職に結びつかない	市場化テストにかける際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り出しそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。 ・民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が得られる ・多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる ・民間の研修ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるといった効果がある ・適切なマッチングの件数が増加する	職業開発訓練法第15条では、公設民営が明確に定義されていないためそれを明確にする必要がある。 また同法23条により、同施設による研修を無料と定めていることから、多様なサービスを行うと委託費内で賄えない可能性がある。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130033	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発大学校(10箇所))の市場化テスト	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 ⁴ 在職者を対象とする職業訓練については、「…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査…」 ⁵ 離職者を対象とする職業訓練については、「…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に適うものと考え、従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討されたい。			zB130033	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発大学校(10箇所))の市場化テスト	5070	5070B002	
zB130034	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発短期大学校(1箇所))	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発短期大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」 ⁴ 在職者を対象とする職業訓練については、「…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査…」 ⁵ 離職者を対象とする職業訓練については、「…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に適うものと考え、従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討されたい。			zB130034	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発短期大学校(1箇所))	5070	5070B003	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	個人	2	雇用・能力開発機構(職業能力開発大学校(10箇所))の市場化テスト	雇用・能力開発機構が運営する職業能力開発大学校全体の業務を市場化テストにかける	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。 ・当施設の業務は民間の研修関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者の募集方法、研修内容等で民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。 ・事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。 ・職業訓練と紹介が一体的に運営されておらず、なかなか職に結びつかない 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場化テストにかける際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り出しそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。 ・民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が得られる ・多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる ・民間の研修ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるという効果が上がる ・適切なマッチングの件数が増加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業開発訓練法第15条では、公設民営が明確に定義されていないためそれを明確にする必要がある。 ・また同法23条により、同施設による研修を無料と定めていることから、多様なサービスを行うと委託費内で賄えない可能性がある。 	
1	1	個人	3	雇用・能力開発機構(職業能力開発短期大学校(1箇所))	雇用・能力開発機構が運営する職業能力開発短期大学校全体の業務を市場化テストにかける	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。 ・当施設の業務は民間の研修関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者の募集方法、研修内容等で民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。 ・事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。 ・職業訓練と紹介が一体的に運営されておらず、なかなか職に結びつかない 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場化テストにかける際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り出しそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。 ・民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が得られる ・多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる ・民間の研修ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるという効果が上がる ・適切なマッチングの件数が増加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業開発訓練法第15条では、公設民営が明確に定義されていないためそれを明確にする必要がある。 ・また同法23条により、同施設による研修を無料と定めていることから、多様なサービスを行うと委託費内で賄えない可能性がある。 	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分 置の措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概 要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号
zB130035	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発促進センター(62箇所))	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発促進センターは独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る。」「4 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査…」「5 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る。」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に適うものと考え、従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討されたい。			zB130035	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発促進センター(62箇所))	5070	5070B004	
zB130036	厚生労働省	労働政策研究・研修機構における調査研究、研修等の市場化テスト	-	独立行政法人労働政策研究・研修機構は、独立行政法人労働政策研究・研修機構法に基づき、労働政策についての総合的な調査及び研究、厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修等を行っている。	c	-	独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成18年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。			zB130036	厚生労働省	労働政策研究・研修機構における調査研究、研修等の市場化テスト	5070	5070B008	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	個人	4	雇用・能力開発機構(職業能力開発促進センター(62箇所))	雇用・能力開発機構が運営する職業能力開発促進センターの業務を市場化テストにかける	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。 ・当施設の業務は民間の研修関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者の募集方法、研修内容等で民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。 ・事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。 ・職業訓練と紹介が一体的に運営されておらず、なかなか職に結びつかない 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が得られる ・多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる ・民間の研修ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるという効果が上がる ・適切なマッチングの件数が増加する 	<p>職業開発訓練法第15条では、公設民営が明確に定義されていないためそれを明確にする必要がある。</p> <p>また同法23条により、同施設による研修を無料と定めていることから、多様なサービスを行うと委託費内で賄えない可能性がある。</p>	
1	1	個人	8	労働政策研究・研修機構における調査研究、研修等の市場化テスト	労働政策に関する研究・調査・研修の業務を市場化テストにかける	<p>当法人が行っている、調査や研究の業務はシンクタンクやリサーチ会社、研修会社などの企業においても提供している業務であることから、民間の創意工夫やコスト管理の手法を導入する余地があると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託することにより、業務が効率化されコストダウンできる ・採算性の考え方が徹底されることで無駄な調査・研究が削減され意味のある調査・研究に集中できる ・民間のノウハウを活用することで研修の効果の向上が期待できる 		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130037	厚生労働省	病院運営の市場化テスト	医療法第39条	病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は法人とすることができる。	e		提案の趣旨が不明であるが、医療法第39条に規定する医療法人は、民間の法人であり、市場化テストの対象とすることはできない。						zB130037	厚生労働省	病院運営の市場化テスト	5070	5070B018
zB130038	厚生労働省	ヤングハローワーク運営事業	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ヤングハローワーク及びヤングワークプラザについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。	「措置の概要」において述べたとおり、当該業務を市場化テストの対象とすることはできない。	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、当該施設は「ハローワークの組織」とのことだが、当該施設が存在しなかった時期の憲法やILO第88号条約との整合性についてご回答願いたい。また、同条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持することと、実際の職業紹介事務を民間が行うことは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。		zB130038	厚生労働省	ヤングハローワーク運営事業	5073	5073B001		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	2	個人	18	病院運営の市場化テスト	病院運営の主体に民間も加える	現在、医療法39条により、病院運営を民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務はサービス提供という観点から、民間事業者の施設管理や顧客サービス、品質管理などのノウハウ活用の余地が大きいと考える。そのために、民間事業者にも開放することでサービスの改善を図る。	1.利用者にとってのサービス・品質の向上 病院運営に、民間の創意工夫を活用することにより食事の向上や受付方法の向上、待ち時間の短縮等の向上が見込める。 2.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。	第39条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。	
1	1	株式会社リクルート	1	ヤングハローワーク運営事業	厚生労働省が設置・運営する公共職業安定所のうち、大都市圏におけるヤングハローワーク、ヤングワークプラザ、の若年者向け職業紹介施設の一括運営。(たとえば、現在、東京都渋谷区にあるヤングハローワークの運営を一括して行うこと。)	厚生労働省は現在、ヤングハローワーク、ヤングワークプラザ等若年者向け公共職業安定所に加えて、地方公共団体が設置する「ジョブカフェ」において若年者向けの職業紹介事業を行っているほか、雇用・能力開発機構を通じて「ヤング・ジョブスポット」の運営を行っている。また、勤労青少年ホームにおいてキャリア形成支援事業を実施するなど、若年者向けの就業支援施策は多岐にわたる。これらの事業はそもそも目的や歴史的背景が異なるとはいえ、直接の実施主体が異なる等の理由から重複する部分があったり、一貫性を欠いたりするなどの問題を抱えている。将来的には、若年者に対する就業支援施設を集約する必要があると考える。その端緒として、厚生労働省が大都市圏に設置しているヤングハローワークの運営を一括して民間に任せ、民間が得意とするキャリアカウンセリング技術を生かし、また、世の中に散在している求人情報や派遣情報などを含む多様な就業チャンネルも活用しながら、効率的で成果のあがる就業支援を行う必要があると考える。 なお、若年者の中には、将来的に公的支援から切り離し、民間のサービス(=事業者または個人等による受益者負担)により運営できる可能性のある層が一定の割合で存在するものと思われる。	ヤングハローワーク等の若年者向け職業紹介施設の機能を民間が完全に代替するため、責任者および従業員は民間事業者の者とするほか、事業企画・運営を民間事業者の手によって主体的に行う観点から、少なくとも以下の措置が必要と考える。なお、現在の施設および什器・備品等はそのまま民間事業者が使用することを前提とする。 ・ヤングハローワークは「概ね30歳未満の」若年者を対象にしており、それ以外の求職者には同じ地域にある公共職業安定所がサービスを提供していることから、同一管内にある公共職業安定所とは、現在の両者の役割分担と同様に、お互いの求職者をスムーズに案内できるような協力関係のもとに運営する。 ・ヤングハローワークにおいても4週間に1度の失業認定を行うため、認定業務そのものを民間事業者に委ねるか、これが困難である場合には、必要に応じて公共職業安定所の職員を若干名配置する。 ・公共職業安定所が持つ求人情報の全国的なネットワークを損なわないよう、ヤングハローワーク等においても「総合的雇用情報システム」および「求人自己検索端末」等の情報を民間事業者が使用できることとする。 ・その他、公共職業安定所が全国一律に提供しているサービスについても同様に、民間事業者が使用できることとする。	職業安定法第32条の3第2項において、「手数料を求職者から徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるとき」に手数料が徴収できる旨が規定されている。現在は、「芸能家又はモデルの職業に紹介した求職者」および「年収700万円超の科学技術者、経営管理者又は熟練技能者の職業に紹介した求職者」が手数料徴収の対象となっているが、将来的に国の予算への依存を可能な限り少なくする観点から、一定の範囲・条件下でいわゆる受益者負担を実現するべく、対象や名目等に関する制限を緩和していただきたい。	市場化テストの実施期間中は公共職業安定所と同様に「無料」職業紹介事業を行うことになるが、将来的に国の予算への依存を可能な限り少なくする観点から、「有料」事業を行いたい。このため、職業紹介事業を行うに当たっては、有料職業紹介事業の許可を取得したいと考えている。 昨年10月6日の規制改革・民間開放推進会議「雇用・労働ワーキンググループの会合において、高校生の職業紹介について民間事業者が何らの制限なくこれを行うことができる」との考えが厚生労働省から示されたところであるが、これを事業者および文部科学省、都道府県教育委員会、高校現場等に周知し、学校と事業者、民間事業者の協力が一層進むよう尽力願いたい。 本来の目的で

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130039	厚生労働省	国民健康保険の支払(納付)代行業務	国民健康保険法第80条の2 国民健康保険法第80条の2の規定に基づく厚生労働大臣の指定する市町村の指定について	被保険者の便益に資するため、厚生労働大臣の指定を受けた市町村における保険料収納事務については、コンビニエンスストア等に委託することができることとしている。	b		国民健康保険料の収納に関しては、被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する市町村において、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができることとなっているが、現在のところ、クレジット決済による立替払いについては想定していない。クレジット決済による立替払いについては、その必要性、有益性等を十分に検討する必要があることから研究会を立ち上げたところであり、検討を行ってまいりたい。		平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。また、要望者からの以下の更なる意見について、回答願いたい。 一部新聞上で、国民年金のクレジット決済を検討し、来年度予算にカード手数料等必要経費を盛り込む方針であるという記事があった。詳細情報や導入時期などの見通しがたっているようであれば教えてほしい。			zB130039	厚生労働省	国民健康保険の支払(納付)代行業務	5078	5078B011	
zB130040	厚生労働省	ハローワーク再就職希望者の相談窓口及び事務手続き業務	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不相当である。 ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、濫給を防止し、保険制度としての確かな運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は国が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使、学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に違背することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的な職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。	「措置の概要」において述べたとおり、当該業務を市場化テストの対象とすることはできない。	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。 なお、ILO第88号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介業務を民間が行うことは、なら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要は無い、むしろ、失業認定を画一的基準に基づいて行うことこそが濫給の防止に資すると考える。 アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。			zB130040	厚生労働省	ハローワーク再就職希望者の相談窓口及び事務手続き業務	5086	5086B001	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	株式会社ゼロ	11	国民健康保険の支払(納付)代行業務	国民健康保険のクレジットカード決済での支払の許可	現状では口座振替や役所・銀行・郵便局での窓口支払が認められているが、新たな支払手段としてオンラインによるクレジットカード決済で支払を行いたい。外国人を含む支払者にとって支払い方法を選択できることで利便性が向上する。クレジットカードは口座振替同様に継続支払等が選択できるため収納の確実性がある。書類保管ではなくデータ処理することにより管理が容易になり、徴収員による集金の手間も軽減できる。	保険年金課などホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども申請時に受け付ける。パソコン・保険番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設定も不要である。		
1	1	グッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン(株)	1	ハローワーク再就職希望者の相談窓口及び事務手続き業務	現在、ハローワーク殿が行っている再就職希望者に対する一連業務の民間開放提案 提案業務 再就職相談窓口 求職票等の作成指導 登録事務手続き *上記については、現在、(財)高年齢者雇用開発協会より「民間委託による長期失業者の就職支援事業」を受託し対応させて頂いている経験にもとづく。	提案理由 再就職支援一連業務の一括請負によるトータル業務効率向上 求職者の方にとっての繰り返し説明等の手間削減。等	1.競争条件 コスト面だけでなく、サービスの内容についても競争条件に織り込んで頂きたい。 2.理由 再就職支援事業においては、より良いサービスを提供することが最大の使命であるため。	職業安定法	ハローワーク殿が行っている詳細の業務内容とそれにかかる労力、人材

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号
zB130041	厚生労働省	再就職関連助成金の事務処理業務	雇用保険法第62条第1項、雇用対策法26条	労働移動支援助成金の1メニューである再就職支援給付金の事務処理業務は、雇用保険法第62条第1項及び雇用対策法第26条に基づき、ハローワーク及び労働局において実施している。	c		提案の内容では、証明書を発行した会社が当該証明書も含めた書類のチェックを行うこととなり適当ではない。		利用者の利便性向上の観点から、提案の再就職助成金事務を包括的に民間事業者に開放した上で、当該事業者が貴省から適切なチェックをかければ問題は生じないと考えるが、貴省の見解を示されたい。			zB130041	厚生労働省	再就職関連助成金の事務処理業務	5086	5086B002
zB130042	厚生労働省	求人開拓コンサルタント業務の請負		「制度の現状」を参照されたい。 職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c	ハローワークが行うセーフティネットとしての職業紹介事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不相当である。 ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。 雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、濫給を防止し、保険制度としての確かな運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は国が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。 特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。 民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使、学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に違背することとなる。 中小企業や地方はハローワークによる公的な職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。	「措置の概要」において述べたとおり、当該業務を市場化テストの対象とすることはできない。	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、 なお、ILO第88号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介業務を民間が行うことは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。 OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要は無い。むしろ、失業認定を画一的基準に基づいて行うことこそが濫給の防止に資すると考える。 アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。			zB130042	厚生労働省	求人開拓コンサルタント業務の請負	5086	5086B003	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	グッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン(株)	2	再就職関連助成金の事務処理業務	現在、当社に登録頂いた方が再就職された時、当社としてご本人に助成金の主旨、内容、手続きについてご説明し、その後ハローワーク殿にて書類処理をされており、このハローワーク殿の書類処理について民間開放を提案 提案業務 再就職助成金事務手続き	提案理由 再就職助成金事務手続きの一括請負によるトータル業務効率の向上	特になし。	職業安定法	助成金手続きに関するハローワークとしての業務量
1	1	グッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン(株)	3	求人開拓コンサルタント業務の請負	当社は再就職支援事業を営む中でベテランの求人開拓コンサルタントを使い、得意先企業より求人案件の発掘に努めているが、その求人案件のご紹介を含めた求人開拓コンサルタント業務をハローワーク殿から民間に開放提案。 提案業務 面接指導 求人案件紹介 面接後フォロー 職場定着フォロー *特に、長期失業者の再就職達成については、求人開拓コンサルタントの関与が非常に重要であり、この点で当社の特徴、強みを活用頂きたい。	提案理由 求人開拓コンサルタントのノウハウ及び求人案件の拡大活用	求人開拓コンサルタント業務については、求人案件の量とともに質も重要視しており、競争条件の一つとして織込み希望	職業安定法	ハローワーク殿で行っている求人開拓業務の具体的内容と仕事量

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130043	厚生労働省	各種セミナーの請負	—	失業等給付受給者に対するセミナーなどについては、既に民間に委託し、業務を実施いただいているところである。	d	—	現在、ハローワークで行っている各種セミナーについては、既に民間講師の活用、民間委託の推進等を行っているところである。	「措置の概要」において述べたとおり、当該業務は既に民間に委託し、業務を実施いただいているところである。	更なる民間開放の可能性について、ご検討のうえ回答された。				zB130043	厚生労働省	各種セミナーの請負	5086	5086B004
zB130044	厚生労働省	財団法人産業雇用安定センターが行っている出向・移籍支援事業 / 在職者職業紹介事業	雇用保険法施行規則第115条第4号	地域の経済や雇用動向を踏まえ、企業の人材受け入れ・送付情報を収集し、必要とする企業に情報提供するなど出向・移籍の支援を推進し、「失業なき労働移動」の実現を図り、また、在職者個人に対する相談等の支援を行っている。	c		政府が管掌する雇用保険事業については、事業の性質等にかんがみ、当該事業の内容に関し専門性を有する団体が実施した方が効果的であり、かつ、当該団体が公益性を有し、その事業を適切に実施すると認められる場合には、法令(雇用保険法施行規則)に基づき、国が当該団体を指定し、事業を行わせているところであり、(財)産業雇用安定センターは、まさにこうした考えに基づき指定された法人である。 具体的には、同センターは、出向等を通じた産業間や企業間の労働移動を円滑に進めることを目的として、出向等に係る情報収集・提供、相談等を行う専門的かつ公益的な機関として設立された法人であり、多くの民間企業出身の職員ノウハウやこれまでの産業界との強い繋がりを有していることから、同法人が失業なき労働移動の実現に向けた事業を行うことは最も適切かつ効果的である。 こうしたことから、本事業を別主体に行わせることは不相当であり、市場化テストの対象にはなじまない。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。 なお、事業者の選定プロセスにおいて市場化テストを活用し、官民で最も優れたものを選ぶ方式の実施や、指定法人制度の廃止を検討されたい。				zB130044	厚生労働省	財団法人産業雇用安定センターが行っている出向・移籍支援事業 / 在職者職業紹介事業	5086	5086B007

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望	
1	1	グッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン(株)	4	各種セミナーの請負	ハローワーク殿で開催している再就職の方に対する各種セミナー講師及び中小企業向け人事、社内研修等についてのコンサルティング 提案業務 永年の実務により蓄積した再就職支援活動に対するノウハウ等を講義 人事コンサルティング実務経験の活用	提案理由 再就職支援、人事コンサルティング実務経験のハローワーク殿での活用		特になし。	職業安定法	講座開設内容及び頻度
1	1	グッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン(株)	7	財団法人産業雇用安定センターが行っている出向・移籍支援事業 / 在職者職業紹介事業	「現在、財団法人産業雇用安定センターが実施している出向・移籍支援事業 / 在職者職業紹介事業」の民間開放提案 提案業務 出向・移籍支援事業 ・ご連絡いただいた企業への訪問 ・受入れ、送出しの希望条件等の確認、登録 ・ニーズに応じた求人情報、求職情報の提供 ・マッチング(出向・移籍の相談、仲介) ・出向・移籍の成立 在職者職業紹介事業 ・転職希望者の相談対応 ・求職の申し込み受け付け ・カウンセリングの実施 ・求人企業の紹介 ・選考面接、転職成立	現行の出向・移籍支援事業 / 在職者職業紹介事業を民間のノウハウを持って効率的に実施することができ、かつ利用者の満足度をあげることも可能と考えるため *当社が再就職支援事業で培ってきたノウハウを活かせると考えています。	職業紹介事業について、その付帯業務取り扱いに対する規制緩和	職業安定法	競争条件 ・コスト面、サービス内容による競争 現在産業雇用安定センターが行っている詳細の業務内容、業務実施にあたってのコスト、組織、人員	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管理 番号
zB130045	厚生労働省	長期失業者 再就職に係る 民間委託事務 業務		本事業は国の指示を受けて、高齢協会が実施しているものである。 要望事項である、民間委託対象者のリストのとりまとめ、整理については、対象者の選定を行うハローワークが実施している。 再就職活動状況報告については、委託費の支給手続きの一部分であることから、委託費の支給事務を行う高齢協会に対して、受託事業者が委託契約により定められた様式で報告することになっている。 対象者からの苦情・クレーム対応については、その内容によって受託事業者に助言・指導を行うことが必要になることから、ハローワークと高齢協会が連携して対応している。	c		提案のあった業務については、長期失業者の就職支援業務を民間委託するための管理業務であり、複数の委託先の事業者間の公平性が求められることから、これを民間委託の対象とすることは不適当である。						zB130045	厚生労働省	長期失業者 再就職に係る 民間委託事務 業務	5086	5086B008
zB130046	全府省	庁舎内サービスセンター事業			d		競争入札を希望する業者の資格審査登録業務、省庁別財務諸表の作成業務等の財務・経理・購買業務、語学研修等の人事業務、厚生労働省ネットワークシステム等情報システムの保守・管理業務、厚生労働省ホームページの掲載等の広報業務について民間委託を行っているところであり、既に民間開放済みである()。 なお、御提案の内容については、上記のとおり必要に応じて外部委託を行っており、また、庁舎スペース確保等の問題もあることから、特段必要ないものと考えている。 内閣府市場化テスト推進室に回答内容を確認したところ、「バックオフィス業務における民間開放可能性について回答いただきたい」とのこと。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。				zB130046	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	ゲッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン(株)	8	長期失業者再就職に係る民間委託事務業務	<p>長期失業者について、ハローワーク殿から民間再就職支援会社に業務委託される際に行なわれる事務業務について民間開放を提案(現在は、高齢者雇用開発協会殿が運営)</p> <p>提案業務 ・民間委託対象者リストの取り纏め、整理・再就職活動状況報告書等の取り纏め・対象者からの苦情・クレーム対応窓口</p>	<p>提案理由 ・再就職支援業務ノウハウの活用拡大</p>	特になし	職業安定法	<p>高齢者雇用開発協会殿が行なっている詳細業務内容とそれに係る労力、スキル</p>
1	9	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	<p>各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。</p>	<p>市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。</p>	<p>全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス</p>	<p>特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。</p>	<p>別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130047	厚生労働省	職業紹介業務(ハローワーク)の民間開放	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		<p>ハローワークが行うサービスネットワークとしての職業紹介事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不適当である。</p> <p>ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。</p> <p>雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、濫給を防止し、保険制度としての確かな運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は国が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。</p> <p>特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。</p> <p>民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使・学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に違背することとなる。</p> <p>中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上での非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。</p>		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。				zB130047	厚生労働省	職業紹介業務(ハローワーク)の民間開放	5093	5093B003
zB130048	財務省 法務省 厚生労働省	C/Q(関税・入国審査・検疫)の民間開放	検疫法	検疫感染症の病原体が国内に侵入することを防止することを目的として、入国者に対し質問、診察、検査等を行い、その結果に応じ隔離、停留等、必要な措置をとることとしている。	b	-	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、検疫業務が国民の身体、財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務であることを踏まえて、民間委託を行う業務について検討を行った。その結果、検疫法第27条第1項及び第2項の海外における検疫感染症の発生状況等に関する情報収集及び提供に関する業務について、平成18年度からの民間への委託が可能となるよう準備を進めているところである。</p>		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。				zB130048	財務省 法務省 厚生労働省	C/Q(関税・入国審査・検疫)の民間開放	5093	5093B007

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	大阪商工会議所	3	職業紹介業務(ハローワーク)の民間開放	・職業紹介業務を市場化テストに付し、民間ノウハウを導入する方策を探る。	<ul style="list-style-type: none"> ・職業安定法の改正で、昨年3月から地方自治体にも無料職業紹介が解禁され、近畿では5つの自治体が行っている。 ・その結果、最も就職の決まった人数が多いのは民間委託をした京都府。関係団体への委託や自前でいった他の自治体と大きく差がついた。 ・これに鑑み、国においても、就職決定者数を増やし、実績を上げるため、民間開放を進めるべき。 			
1	3	大阪商工会議所	7	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	・CIQのうち、民間開放可能な部分を切り出し、一定の人員で業務の繁閑に柔軟に対応できる民間の強みを導入する。	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国のグローバル化が進むなか、国境を越えた人的移動が年々活発になっている。 ・しかしながら、わが国の空港では、ピーク時に国際ゲートが混みあうなどCIQの体制がそれに追いついていない面がある。また、近年、日本においてもビジネスジェット(企業等がチャーターする小型機のこと。)の利用がビジネス需要を中心に高まっているが、欧米諸国では専用ターミナルを設けて、そこでCIQの審査をするのが一般的。 ・CIQは、日本の空港の国際競争力を強化するため、より一層の体制強化が望まれる。 			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130049	法務省、厚生 労働省	介護保険料の徴収・回収業務支援	地方自治法第2 43条	地方自治法第243条「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。」の規定から、公金の徴収及び収納は法律・政令の特別の定めがない限り行えない。	c/d		介護保険制度は社会保険の仕組みであり、強制的な被保険者資格付与・保険料徴収等をはじめとする仕組みやその高度の公共性、地方分権の趣旨等を踏まえ、市町村が保険者とされている。よって、保険料の徴収は市町村が行うこととされている。御要望の催告、調査、訴状作成の周辺業務等の具体的内容は明確ではないが、一般的に、行政処分と密接に関わる業務でないもの、催告等に必要書類を作成することを私人に委託することは、現行制度においても可能と考えられる。		提案の趣旨を踏まえ、介護保険法等においてサービサー等の民間事業者が徴収関連業務を受託することを可能とする規制緩和について検討されたい。				zB130049	法務省、厚生 労働省	介護保険料の徴収・回収業務支援	5096	5096B004
zB130050	警察庁、総務 省、財務省、 文部科学省、 厚生労働省、 防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	会計法第6条 介護保険法第4 1条、第46条、 第53条	国の債権については、クレジットカードによる決済はできない。 現在、介護施設に対し利用者が利用料を支払う際には、現金で決済するケースが多いものと考えられる。	c/d d d		国立病院におけるカード決済については、会計法第6条の規定により債権者に納入の告知をする必要があるが、サービスの直接の受益者ではないクレジット会社に納入の告知を行うことはできない。 なお、独立行政法人国立病院機構においては既にカード決済を導入しているところ。 独立行政法人労働者福祉機構においても既にカード決済を導入しているところ。 現行制度において、利用者と介護施設との利用料の決済の方法については、利用者と介護施設が合意した方法で行うものであり、法令上制限は特に設けられていない。						zB130050	警察庁、総務 省、財務省、 文部科学省、 厚生労働省、 防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	5103	5103B007

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	2	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	4	介護保険料の徴収・回収業務支援	<p>介護保険法において、サービスが徴収関連業務を受託することを可能としていただきたい。</p> <p>地方自治法243条（私人の公金取扱いの制限）「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるはならない」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務ではなく、催告、調査、訴状作成等の周辺業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。</p> <p>債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。（同法第12条（業務の範囲）ただし書の承認を法務大臣からいただくのでも構わない。）</p>	<p>債権回収業者（サービス）は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。</p>	<p>文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等</p>	<p>介護保険法、地方自治法243条、債権管理回収業に関する特別措置法</p>	<p>地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。</p>
1	5	株式会社オーエムシーカード	7	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	<p>国公立の病院、介護料金の一時的高額負担を緩和し、消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の導入</p>	<p>一時的高額負担に対する消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の活用したい</p>			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130051	厚生労働省	公共職業安定所の運営に関する市場化テスト事業	「制度の現状」を参照されたい。	職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌する」とこととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の認定といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行うこととされている。	c	<p>ハローワークが行うサービスネットワークとしての職業紹介事業及び雇用保険事業については、以下のとおり、市場化テストの対象とすることは困難かつ不適當である。</p> <p>ハローワークの公設民営は、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系的職業安定機関を設けることを義務づけているILO88号条約違反となり、当該条約を批准している我が国としては、条約に違反することはできない。</p> <p>雇用保険制度は職業紹介と一体的に行うことで、濫給を防止し、保険制度としての的確な運営が可能となるものである。雇用保険と職業紹介は国が一体的に実施することが必要不可欠であり、現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施している。</p> <p>特に、イギリスでは、1974年から切り離されていた両事業について、制度運営の健全化の観点から、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合した経緯がある。</p> <p>民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、劣使、学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成しないし容認してきたところであり、ハローワークの公設民営はこうした経緯に違背することとなる。</p> <p>中小企業や地方はハローワークによる公的職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち4割はインターネット上の非公的部門の求人である。</p>	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、 なお、ILO第88号条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事務を民間が行うことは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。OECD加盟国であるフランス・スウェーデンでは、雇用保険と職業紹介を別組織で運営している。日本においても民間紹介所利用者の失業認定をハローワークが行っており、必ずしも一体的に実施する必要は無い。むしろ、失業認定を画一的基準に基づいて行うことが濫給の防止に資すると思われる。 アメリカでは雇用保険と職業紹介を個々に運営する民間事業者と、両者を一体的に運営する民間事業者が存在する。	zB130051	厚生労働省	公共職業安定所の運営に関する市場化テスト事業	5106	5106B002					
zB130052	厚生労働省	国民年金保険料の決済手段の多様化ならびに回収	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法第92条から第95条 国民年金法第96条、健康保険法第180条及び厚生年金保険法第86条 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料は国庫金であり、日本銀行又は日本銀行蔵入代理店で現金により納付することとされている。また、上記以外での納付を可能とするために納付受託制度を設けコンビニエンスストア等による納付も可能となっており、さらにインターネットバンキング等を利用した電子納付も可能となっている。 社会保険庁において、国民年金、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収業務を行っている。 	ba (現在、実施している市場化テストのモデル事業を引き続き実施)	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードによる納付については、納めやすい環境づくりを進める観点と利用者のニーズに対応していくため、法的整理の必要性や当該事業にかかるコスト等の問題を含め、関係省庁と協議の上、検討を進めていくこととしている。 社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として、国民年金保険料の収納業務のうち、納付督促業務及び保険料の納付受託業務等について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施している。引き続き、その実施を進めていくこととしている。 	平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。また、実施される内容についてより具体的に示されたい。	zB130052	厚生労働省	国民年金保険料の決済手段の多様化ならびに回収	5109	5109B010					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	キャリアバンク株式会社	2	公共職業安定所の運営に関する市場化テスト事業	職業安定法第1章第5条において「政府の行う業務」と定められている札幌公共職業安定所・札幌東公共職業安定所・札幌北公共職業安定所の3所で行っている全てのサービスを含む安定所の運営事業。	<p>現行のハローワークの運営を民間企業が実施することで下記のメリットが得られると考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 失職者が雇用保険を受給する為に来所する組織から一歩進んでフリーターなどの若年者や家庭の主婦が仕事をさがすためだけにでも気軽に訪問できるような雰囲気とサービス機能の付加。 2. 内装や備品などの配置替えによる利用スペースの拡大 3. 躁鬱病などに近い求職者へのカウンセリングが資格保有者により可能。 4. 在職者の転職相談を積極的に実施し、意味のない転職や失職を防ぐ為のカウンセリングサービスを実施。 5. 職業相談を失業認定後直ちに実施することで、求職者の早期サポートを可能にし、雇用保険の受給期間をより短縮化し雇用保険の収支を改善することを成果目標の一つとする。 	札幌公共職業安定所・札幌東公共職業安定所・札幌北公共職業安定所の3所で行っている全てのサービスを含む安定所の運営事業	職業安定法第1章第5条に、「政府の行う業務」と定められている点の規制緩和を構じなければ民間事業者が参入出来ない	
1	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	10	国民年金保険料の決済手段の多様化ならびに回収		国民年金保険料のカード決済、コンビニ収納/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	支払方法の多様化、遅延解消		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分離	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130053	厚生労働省、総務省、財務省	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済	国の債権の管理に関する法律第24条 会計法第6条	国の債権については、分割決済及び、クレジットカードによる決済はできない。	c		国の債権の管理等に関する法律により履行延期が原則として出来ないため、医療費の分割支払はできない。 また、カード決済については、会計法第6条の規定により債務者に納入の告知をする必要があるが、サービスの直接の受益者ではないクレジットカードに納入の告知を行うことはできない。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。				zB130053	厚生労働省、総務省、財務省	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済	5109	5109B012
zB130054	総務省、法務省、厚生労働省	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	介護保険法第3条、第159条、第24条の2(平成18年4月施行) 国民健康保険法第80条の2 国民年金法第5条の3	介護保険の保険者は、市町村であり、法令に委託できる特別の規定がない限り、他の主体に保険者としての業務を委託できない。 被保険者の便益に資するため、厚生労働大臣の指定を受けた市町村における保険料収納事務については、コンビニエンスストア等に委託することができることとしている。 市町村が行う国民年金に関する事務は、平成13年度までは国の機関委任事務とされ、平成14年度以降は法定受託事務とされている。	c/d c/d c/d		介護保険制度は社会保険の仕組みであり、強制的な被保険者資格付与・保険料徴収等をはじめとする仕組みやその高度の公共性、地方分権の趣旨等を踏まえ、市町村が保険者とされている。介護保険に関する窓口業務は、市町村自体が行うことが原則だが、パンフレットの配布のような事実行為に関しては現行制度でも委託可能と解される。今後の改正介護保険法第144条の2(17年10月施行)により、収納の民間委託が行えるようになる。また、窓口業務の一部は同法第24条の2(平成18年4月施行)の規定による市町村事務受託法人で委託できる場合があると考えられ、今後検討したい。 国民健康保険制度は、地域の住民を対象に強制的に資格を付与し、保険料を徴収するものであり、これらは公権力の行使にあたることから、市町村長に留保されるべきものである。 一方で、公権力の行使にあたらぬ業務や補助的な業務について民間委託をすることは可能であると考え。 なお、国民健康保険料の収納については、一定の要件の下で私人に委託できることとしている。 国民年金に関する法定受託事務のうち、書類の受け取り等の事実行為や補助的な業務については、民間委託することが可能であると考え。ただし、例えば、保険料免除申請や障害基礎年金裁定請求の受理及び所得の審査等については、本人の所得等を市町村民税課税台帳等から確認する必要があり、市町村民税課税台帳等の閲覧を民間事業者に認めるかどうかについての判断も必要である。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、現実の状況を踏まえた地方公共団体からの提案であり、その趣旨を踏まえて、再度検討されたい。内閣府としては、法定受託事務を市場化テストの対象とすることも可能と考えている。			zB130054	総務省、法務省、厚生労働省	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	5110	5110B003	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	3	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	12	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済		信販会社等が一括して医療費を納め、信販会社は患者等から分割して償還を受ける。/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	集金事務の合理化、支払の利便性	地方独立行政法人法	
1	3	足立区	3	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	足立区においては、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・外国人登録・税・国民健康保険・介護保険・国民年金・・・等に関する事務(台帳作成・各種証明発行・各種資格得喪届・・・等)を取り扱う機能を有する区民事務所(その他の別機能も有している)という機関がある。これらの事務処理を民間事業者が行なうことを可能とする各種関連法規(地方自治法、住民基本台帳、戸籍法、地方税法、国民健康保険法等)の規定を改定されたい。	現行法の関連で、公務員のみが事業主体であるがため、窓口時間を延長する場合は、常勤職員のローテーション勤務、非常勤職員の採用などにより対応せざる得ず、夜間・休日等の開庁への弾力的な対応ができない状況である。これらの業務への民間委託を進めることにより、住民サービスの機会が拡大が期待できる。また、複数年契約による委託が可能となれば、職員が担う場合に生じる、4、5月という1年の中でも一番の繁忙期における人事異動による一時的な戦力ダウンを回避することが可能となる。	区内に点在する17箇所の区民事務所の窓口業務を包括的(17箇所をまとめて事業委託)に民間に委託することにより、民間活力を生かす幅が広がり創意工夫による窓口接客の向上、業務クオリティの向上が期待できる。	戸籍法 住民基本台帳法 国民健康保険法 国民年金法等における関連規定で委託の範囲を拡大する規定整備を図られたい。 地方自治法 地方税法 介護保険法 国民年金法等における関連規定で委託の範囲を拡大する規定整備を図られたい。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管理 番号
zB130055	総務省、厚生 労働省	多機能型コールセンターの設置	国民健康保険法 第80条の2	被保険者の便益に資するため、 厚生労働大臣の指定を受けた 市町村における保険料収納事 務については、コンビニエンス ストア等に委託することができる こととしている。	d		被保険者に関する情報を慎重 に保護することを特段の配慮と 慎重な取扱いをもって十分に確保 できるのであれば、公権力の行 使にあたらぬ業務や補助的な 業務を民間委託することは可能 である。具体的には、滞納者へ の電話催告や自主的な納付を 呼びかけることなどが可能な事 務として考えられる。又、コール センター職員を公権力の行使に あたらぬ業務や補助的な業務 にあてることは可能である。		HP上の本文「『全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望』に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)」の (注)の通り。なお、「現行制度下 においても、コールセンター職員 が公権力の行使にあたらぬ業 務や補助的な業務を行うことは 可能」とされているが、逆に民間 委託できない業務について具体 的にご教示願いたい。		zB130055	総務省、厚生 労働省	多機能型コールセンターの設置	5110	5110B004	
zB130056	厚生労働省	育児・介護退職者の再就職支援事業	育児休業、介護 休業等育児又は 家族介護を行う 労働者の福祉に 関する法律 第32条、第36 条、第38条、第 39条	育児・介護休業法第三十九条 の規定により、同法に規定する 国の行う業務の一部について は、育児・介護休業法第三十六 条第一項の規定による指定法 人に行わせるものとされており、 同法第三十二条に基づく再就職 希望登録者支援事業は、指定 法人である(財)21世紀職業財 団が行っているところである。	c	-	育児等による離職者が、その 意欲と能力を生かして再び働く ことができるようにすることは、 当該離職者にとって重要である のみならず、労働力人口が減少 していく中で、雇用・労働政策と しても重要であることから、当該 離職者が、円滑な再就職を図る ことができるよう、各種事業を実 施することとしており、その実施 に当たっては、育児休業、介護 休業等育児又は家族介護を行 う労働者の福祉に関する法律第 36条第1項の規定に基づき、厚 生労働大臣は、(財)21世紀職 業財団を事業の実施機関として 全国に一を限って指定し、必要 な事業を行わせているところ である。 上記の目的を達成するた めに、厚生労働大臣が指定する主 体でなければ法令上の業務を 行わせないこととしているのが 同法及び指定法人制度の趣旨 であり、(財)21世紀職業財団以 外の別主体に再就職希望登録 者支援事業を行わせることは、 当該趣旨に照らして市場化テ ストの対象になじまないもので ある。		HP上の本文「『全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望』に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)」の (注)の通り。 なお、事業者の選定プロセスに おいて市場化テストを活用し、 官民で最も優れたものを選ぶ方 式の実施や、指定法人制度の 廃止を検討されたい。		zB130056	厚生労働省	育児・介護退職者の再就職支援事業	5130	5130B008	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	2	足立区	4	多機能型コールセンターの設置	コールセンターを単なる問合せ機能の充実、住民ニーズの把握だけにとどめず、税・保険料等の納付催告、各種相談機能を付加するなど多目的な活用が図られるよう、関連法規(個人情報保護法、各業務関連)の規定を整備されたい。	複数の組織の共通業務である、住民からの個別な各種の問合せ及び各種の催告・相談をITの活用により、コールセンターに集約・組織化し、業務改革を進める。これにより質の良いサービスの提供を図ることができる。	総務事務のアウトソーシングによる内部業務プロセスの改革を進めるとともに、その一貫として、コールセンターの有効活用の視点に立ち、業務によっては、個人情報に関する業務についても取扱うことにより、コールセンター業務の幅が広がり、民間活力を生かす機会の拡大と創意工夫を図ることができる。	業務内容による各個別法(地方税法、国民健康保険法・・・等)の規制	
1	1	民間企業	8	育児・介護退職者の再就職支援事業	現在、財団法人21世紀職業財団が受託、実施している「再就職希望者支援事業」を市場化テストの対象とする	育児介護休業法第39条第1項により再就職援助は国の行う業務と定められており、同法の指定する指定法人である当該財団が現在は本業務を受託している。当該財団によると最近の講座例として「再就職へのプラン作り」「IT講習」「介護研修」などが挙げられているが、これらはいずれも既に民間で実施されており、当該財団のみへの補助金制度は民業を圧迫している。このような事業に年間3億円以上の税金を投入している現状は効率的であるとは言えず、市場化テストの対象とすることで飛躍的な効率化を図ることができると考える。また、同種のサービスは民間への委託が既に進んでいるところであり、本事業の場合においてもサービス提供主体を公益法人に限定せず、市場化テストの対象とすることが望ましい。	民間のノウハウを取り入れた女性向け再就職支援事業の効率化と内容の充実	育児介護休業法第36条により、当該事業を実施可能な団体は民法34条法人に限られる。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分置	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130057	厚生労働省	「女性と仕事の未来館」運営事業		女性労働者に対する相談、セミナー、女性労働に関する情報の収集・分析・提供等を通じた女性労働者支援事業を実施している。	d	-	ご指摘の事業について主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。本事業は主体規制を行っていないので、民間開放済みであるとのことですが、厚生労働省は、随意契約によって財団法人女性労働協会に毎年事業を委託してきており、他の民間事業者にも参入機会は与えられておりません。また、財団法人女性労働協会は、その事業収入の大半を補助金に依存している補助金依存型公益法人であり、「民間」の衣を着た「官」にすぎないと考えております。かかる財団法人への委託をもって、民間開放済みと判断されるのであれば、財政支出の削減や公共サービスの質的向上といった、民間開放の真の目的は達成しえないものと考えます。				zB130057	厚生労働省	「女性と仕事の未来館」運営事業	5130	5130B009
zB130058	厚生労働省	介護労働者能力開発事業	「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第18条第1項第4号	介護労働者能力開発事業は、指定法人たる介護労働安定センターのみが実施している。	c	-	我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、介護労働者について、その雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、介護関係業務に係る労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図ることとしており、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第15条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、財団法人介護労働安定センターを施策の実施機関として全国に一を限って指定し、介護労働者の福祉の増進を図るための各種事業を行わせているところである。 上記の目的を達成するために、厚生労働大臣が指定する主体でなければ法令上の業務を行わせないこととしているのが同法及び指定法人制度の趣旨であり、財団法人介護労働安定センター以外の別主体に介護労働者能力開発事業を行わせることは、当該趣旨に照らして市場化テストの対象になじまないものである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、事業者の選定プロセスにおいて市場化テストを活用し、官民で最も優れたものを選ぶ方式の実施や、指定法人制度の廃止を検討された。また、要望者からの再検討要請は以下の通り。介護労働者能力開発事業の内容は、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程の実施であり、既に多数の民間訓練機関で実施されているものであることから、財団法人介護労働安定センター以外の主体では行わせることはできないとする根拠はないと考える。より低コストで質の高い研修を提供するノウハウを有する民間訓練事業者を選定し、本事業の委託を行うことで、本事業の効率的運営を図るべきと考えますが、貴省の見解をお示し願いたい。				zB130058	厚生労働省	介護労働者能力開発事業	5130	5130B012

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	民間企業	9	「女性と仕事の未来館」運営事業	現在、財団法人女性労働協会が委託を受けている「女性と仕事の未来館」運営業務を、広く民間に開放する	本施設は女性を対象にした総合的な職業相談、就業・起業支援業務及び調査・研究活動を行っている。こうした業務に関する経験とノウハウについては民間企業に十分な蓄積があり、また、これらの分野は女性向けに限らず既に民間委託によって成功を収めているものでもあるため、市場化テストの導入により、運営の効率化とサービスの向上の実現が可能であると考えられる。この点、厚生労働省は、安定した管理運営及び専門性の高いスタッフ確保の必要性から競争入札の形式になじまず、随意契約での委託を採用したとしている。しかし、本施設の運営にあたり当該法人によらなければ提供しえない高度に専門的なスキルやノウハウが存在するとは想定し難く、安定した管理運営については一定の契約期間を設けることなどでも担保できることから、これらの理由によって競争入札になじまないとするは適当でない。	民間の運営ノウハウによる、女性を対象にした総合的職業サービスの充実		
1	1	民間企業	12	介護労働者能力開発事業	現在、財団法人介護労働安定センターに委託されている「介護労働者能力開発事業」を市場化テストの対象とする	本事業は、指定された対象者に無料でホームヘルパー(2級)育成講習を行うというものであり、現在「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく指定法人である当該法人に委託されている。しかし、民間事業者の実施する同等のホームヘルパー講座の価格と比して1人あたり1.5倍の費用がかかっており、非効率性が著しい。こうした事業は既に多く民間で実施されており、費用の面からも効率化が見込めることから、本事業に係る指定法人制度を撤廃し、市場化テスト事業の対象とすることが望ましい。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と内容の見直し	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130059	厚生労働省	高齢期雇用就業支援コーナー運営事業		高齢期雇用就業支援コーナーは、労働者が高齢期における職業生活の設計を容易にするため、在職者を中心とした中高年齢者に対し、必要な指導、助言や各般の援助を行うとともに、事業主による再就職援助・退職準備援助の促進を図り、もって労働者の高齢期における職業生活の充実に資することを目的として、在職者、事業主等に対する相談援助、研修・講習、情報提供、交流会を行っている。	c,e		高齢期雇用就業支援コーナーは、高齢・障害者雇用支援機構の業務であるが、業務の実施については、同機構が高齢者雇用問題に関するノウハウ等を蓄積し、当該業務を適切かつ確実に行うことができる法人と委託契約を締結し、執行するものである。 独立行政法人制度の趣旨にかんがみ、民間委託やその範囲については、同法人が自主的に判断すべきことであり、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えられる。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、独立行政法人通則法においても、中期目標期間における中期目標、中期計画等の変更が予定されているところである。なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。 業務の民間委託やその範囲については、自主的に判断すべきものであり、市場化テストの趣旨には馴染まないもののご回答です。しかし、高齢・障害者雇用支援機構が、下部機関ともいえる各都道府県の社団法人高齢者雇用開発協会に毎年本事業を委託し、委託先の見直しも一切行われない状況においては、同機構が適切に委託先を指定しているのかどうか疑問に思わざるをえませぬ。市場化テストは公共サービスの効率化を目的とするものであり、業務運営の不断の効率化を志向する独立行政法人制度の趣旨にまさに適うものと思われまふ。本事業についても市場化テストを導入し、より効率的で質の高いサービスを提供しうる主体に委託を実施されていくことを要望いたします。			zB130059	厚生労働省	高齢期雇用就業支援コーナー運営事業	5130	5130B013	
zB130060	厚生労働省	勤労青少年国際交流促進事業		各種情報の提供及びワーキングホリデー制度利用者のフォローアップ調査の実施については、社団法人ワーキングホリデー協会に委託して行っている。職業紹介及び雇用情報の収集及び労働条件等に関する実態調査の実施については、社団法人ワーキングホリデー協会の自主事業として行われている。	c		「各種情報の提供」及び「WH制度利用者のフォローアップ調査の実施」については、国の事業としては平成17年度限りとし、平成18年度以降は国の事業としては実施しない。 「職業紹介及び雇用情報の収集」については、当該協会の自主事業である。 「労働条件等に関する実態調査の実施」については、平成16年度限りで廃止している。 以上より、市場化テストの対象とすることは困難である。		「職業紹介及び雇用情報の収集」については、当該協会の自主事業である。」とのことであるが、国からの支出は一切行われていない、当該協会の完全な自主事業であるという理解で良いかご教示願いたい。			zB130060	厚生労働省	勤労青少年国際交流促進事業	5130	5130B014	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	民間企業	13	高齢期雇用就業支援コーナー運営事業	現在、各都道府県の社団法人高齢者雇用開発協会に委託されている高齢期雇用就業支援コーナーの運営事業を民間に開放する	本コーナーは在職者を中心とした中高年齢者に対し、その高齢期における職業生活設計に必要な指導、援助の実施と、事業主による再就職援助・退職準備援助の促進を業務とする。こうした業務は民間企業が豊富なノウハウを有し、公的施設においても特に民間委託による成果があげられている分野である。また、本コーナーについては既に平成14年に総務省の政策評価において業務見直し勧告が出されているが、利用可能時間等、指摘された点についての改善は現在も殆どなされておらず、退職後の職業生活のあり方が懸念となっている今般、市場化テストの対象として効率化とサービス向上を図ることが望ましい。現在行われている本コーナーの運営委託は「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において当該法人が指定法人(高齢者等雇用安定センター)とされた経緯に基づくものであるが、この指定法人制度は既に廃止されており、今後一律に随意契約とすることが適当とはいえない。	民間のノウハウを取り入れた、高齢期雇用就業支援サービスの向上	高齢者等の雇用の安全等に関する法律の附則により、法令改正後も指定法人としての処遇が継続される	
1	1	民間企業	14	勤労青少年国際交流促進事業	現在、社団法人日本ワーキング・ホリデー協会に委託されている、ワーキング・ホリデー制度に関する情報提供と、職業紹介・求人開拓などのサービスについて民間への開放を図る	本事業は、ワーキング・ホリデー(以下WH)制度に係る各種情報の提供、職業紹介及び雇用情報の収集、労働条件等に関する実態調査の実施、WH制度利用者のフォローアップ調査の実施をその内容としているが、特に上記の事業については既に多数の民間団体・企業が同様のサービスを提供しており、そのノウハウや情報提供力についても市場化テストの対象とするに当たり問題は無い。随意契約方式での委託としたことについては「WH制度について正確かつ十分な情報を提供することのできる法人との間で契約を締結する必要がある、その性質・目的が競争を許さない場合である」という理由が示されているが、既に同様のサービス提供主体が多数存在することから、競争を許さないものとするに合理性はない。むしろ市場化テストにより広く民間に開放することで、サービスの向上が図られるものと考えられる。	ワーキングホリデー制度利用者に対する各種のサービスの充実		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130061	厚生労働省	労働条件自主的改善対策推進事業		労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 全基連本部に小規模事業場向けのモデル就業規則等を開発するための委員会を設置し、業種や業態に即したモデル就業規則の作成及び改定を行うとともに、その周知広報により、小規模事業場への就業規則の整備促進を図る。	d		ご指摘の事業について主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、要望者からの追加要望は、以下の通り。本事業は主体規制を行っていないので、民間開放済みであるとのご回答ですが、厚生労働省は、随意契約によって社団法人全国労働基準関係団体連合会に毎年本事業を委託してきており、他の民間事業者に参入機会とは与えられておりません。かかる官と癒着の強い社団法人への委託をもって、民間開放済みと判断されるのであれば、財政支出の削減や公共サービスの質的向上といった、民間開放の真の目的は達成しえないものと考えます。主体規制を行っていないというのであれば、何ゆえに本事業を随意契約とし、民間事業者に参入機会を与えないのか、委託先を市場化テストのような透明なプロセスを通じて選定できないとする理由を示していただきたいと考えます。				zB130061	厚生労働省	労働条件自主的改善対策推進事業	5130	5130B015
zB130062	厚生労働省	新規企業事業場労働条件整備サポート事業		労働条件コーチャーが新規起業事業場を訪問し、その実態に合わせて労働条件の管理等について、指導、助言及び情報提供を行う。	d		ご指摘の事業について主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。本事業は主体規制を行っていないので、民間開放済みであるとのご回答ですが、厚生労働省は、随意契約によって社団法人全国労働基準関係団体連合会に毎年本事業を委託してきており、他の民間事業者に参入機会とは与えられておりません。かかる官と癒着の強い社団法人への委託をもって、民間開放済みと判断されるのであれば、財政支出の削減や公共サービスの質的向上といった、民間開放の真の目的は達成しえないものと考えます。主体規制を行っていないというのであれば、何ゆえに本事業を随意契約とし、民間事業者に参入機会を与えないのか、委託先を市場化テストのような透明なプロセスを通じて選定できないとする理由を示していただきたいと考えます。				zB130062	厚生労働省	新規企業事業場労働条件整備サポート事業	5130	5130B016

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	民間企業	15	労働条件自主的改善対策推進事業	現在、社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託、実施している、「労働条件自主的改善対策推進事業」を市場化テストの対象とする	本事業の内容はモデル就業規則の作成、各種統計情報の提供、の2点である。例えば社会保険労務士や社会保険労務士法人のように専門知識を有するものであれば、これらのサービスを提供することは可能であり、他のサービスとの併用によって、より効率的な自主的改善対策を講じることができると考えられる。 現在本事業は「継続・計画的事業であるため」との理由から随意契約とされているが、客観的事実である統計情報については、適切な引継ぎを経ることで継続性・計画性は担保され得ると考える。また、モデル規則に関しては継続性・計画性を要するとは考えられない。よって本事業を随意契約として他業者の参入を阻害する合理的理由はない。 適正な競争が導入され、サービスの質の向上が期待されるという点においても、本事業は市場化テストの対象とすることが望ましい。	専門士業者団体による複合的サービスの提供		
1	1	民間企業	16	新規企業事業場労働条件整備サポート事業	現在、社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託、実施している、「新規企業事業場労働条件整備サポート事業」を市場化テストの対象とする	本事業の内容は、「専門の担当者による労働条件管理等に係る助言・指導の実施」とされている。これらのサービスは社会保険労務士や社会保険労務士法人のように、専門知識を有するものであれば提供可能であり、当該法人が独占的に行うべきものではない。 現在、本事業は「継続・計画的事業であるため」との理由から随意契約とされているが、本事業における助言や指導は、適切な時期に利用できることが重要なものであって、長期にわたり同一の者が提供することを求める類のサービスではないと考える。よって、随意契約とする根拠に欠ける。 適正な競争が導入され、サービスの質の向上が期待されるという点においても、本事業は市場化テストの対象とすることが望ましい。	専門士業者団体による複合的サービスの提供		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130063	厚生労働省	労働条件相談センター事業		全国20カ所に労働条件相談センターを設置し、労働条件アドバイザー及び労働条件相談専門家が助言・説明を行う。	d		ご指摘の事業について主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。本事業は主体規制を行っていないので、民間開放済みであるのご回答ですが、厚生労働省は、随意契約によって社団法人全国労働基準関係団体連合会に毎年本事業を委託してきており、他の民間事業者にも参入機会は与えられておりません。かかる官と癒着の強い社団法人への委託をもって、民間開放済みと判断されるのであれば、財政支出の削減や公共サービスの質的向上といった、民間開放の真の目的は達成しえないものと考えます。主体規制を行っていないというのであれば、何ゆえに本事業を随意契約とし、民間事業者にも参入機会を与えないのか、委託先を市場化テストのような透明なプロセスを通じて選定できないとする理由を示していただきたいと考えます。				zB130063	厚生労働省	労働条件相談センター事業	5130	5130B017
zB130064	厚生労働省	労働保険と厚生年金保険の一括適用促進事業		労働保険の適用促進を積極的に推進し、中小零細事業における未手続事業の解消を図るため、昭和62年度から社団法人全国労働保険事務組合連合会に適用促進業務を委託している。	d		現在社会保険と労働保険の徴収事務については一元化の取組を進めているところであるが、適用業務については、適用範囲の違い等の理由からお互い連携は行わないものその事務の一元化は行っていないところである。また、ご指摘の労働保険の適用促進事業については主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		「労働保険の適用促進事業については民間開放済み」とのことだが、提案者によれば、「随意契約により(社)全国労働保険事務組合連合会に委託されている」とのことであり、同事業を市場化テストの対象とすることを検討されたい。 現在、モデル事業として行っている事業についても、対象地域・対象事業の拡大など、本格的な市場化テストの実施について検討され、検討結果を示されたい。 上記のとおり、事業を一元化して市場化テストに掛けることを検討されたい。			zB130064	厚生労働省	労働保険と厚生年金保険の一括適用促進事業	5130	5130B019	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望	
1	1	民間企業	17	労働条件相談センター事業	現在、社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託、実施している、「労働条件相談センター事業」を市場化テストの対象とする	<p>本事業の内容は「労働条件相談センターにおいて、専門の担当者による相談・指導を行う」となっているが、労働条件相談センターが当該法人でなければ運営できない合理的理由が無い。</p> <p>例えば社会保険労務士や社会保険労務士法人のような、専門知識を有するものであればこれらのサービスを提供することは可能であり、他のサービスとの併用によって、より効率的な自主的改善対策を講じることができるようになると考える。</p> <p>本事業は「継続・計画的な事業であるため」との理由から随意契約とされているが、キャリア交流プラザの例を見ても明らかのように、相談業務であるから継続性が必要、というのは誤解であり、他事業者の参入を阻害する理由にはなり得ない。</p> <p>適正な競争が導入され、サービスの質の向上が期待されるという点においても、本事業は市場化テストの対象とすることが望ましい。</p>	専門士業者団体による複合的サービスの提供			
1	1	民間企業	19	労働保険と厚生年金保険の一括適用促進事業	労働保険と厚生年金保険の適用促進事業を一元化し、市場化テストの対象とする	<p>厚生年金保険と労働保険に関する事務は、それぞれ社会保険事務所と労働局で扱われてきたが、適用促進など滞納事業所への対策に関する業務が一元化される予定である。今般、厚生年金保険の適用促進事業については市場化テストのモデル事業となったが、労働保険料の適用促進事業は、現在随意契約により社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託されている。そこで、先行的にこれらの適用促進事業を一元的に市場化テスト事業の対象とすることにより、事業の一元化による効率的な業務モデルの構築を図るべきであると考え。厚生労働省の見解では、現行の委託は事業の継続性及び契約の性質が競争を許さないためであるとされているが、厚生年金保険の例があることからその性質が競争を許さないものとはいえない。今後の望ましい効率化の推進に資するためにも、一括して市場化テストの対象とすべきである。</p>	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令及び省令により、当該法人が優遇される		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分 置の措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概 要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号
zB130065	厚生労働省	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークの全業務を市場化テストの対象事業とすること	「制度の現状」を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第88号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、当該施設は「ハローワークの組織」とのことだが、当該施設が存在しなかった時期の憲法やILO第88号条約との整合性についてご回答願いたい。また、同条約には、無料の職業紹介が国の機関以外の者によって行われることを禁止するような規定は一切置かれてなく、むしろ、「職業安定組織の本来任務は必要な場合には他の公私の関係団体と協力して完全雇用の達成等を図ることにある」旨が明記してある。従って同条約に鑑みても、国が無料職業紹介事業の全国的なネットワークを維持すること、実際の職業紹介事務を民間が行うこととは、なんら矛盾するものではない。現に同条約の批准国においても公共職業紹介事業の民間委託(オランダ)や民営化(オーストラリア)が行われているところである。				zB130065	厚生労働省	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークの全業務を市場化テストの対象事業とすること	5130	5130B020
zB130066	厚生労働省	ポリテクセンターの全業務を市場化テストの対象事業とすること	職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	ポリテクセンター(職業能力開発促進センター)は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り、なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。そもそも、独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成16年3月1日～平成20年3月31日)は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」において、「1 組織体制について、業務の効率的・効果的実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図る」「4 在職者を対象とする職業訓練については、…地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担をはかり、毎年度訓練コースについて精査…」「5 離職者を対象とする職業訓練については、…民間委託の拡大を図り、…時代の変化に対応した効率的・効果的な職業訓練の実施を図る」と記載しており、市場化テストの導入は、かかる中期目標の達成に資するものとする。従って、中期目標期間中に、市場化テストの導入についても検討されたい。				zB130066	厚生労働省	ポリテクセンターの全業務を市場化テストの対象事業とすること	5130	5130B021

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	1	民間企業	20	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークの全業務を市場化テストの対象事業とすること	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークが実施している全業務を市場化テストの対象とすることを提案いたします。	現行のヤングハローワーク(ユースハローワーク)は、若年者にとって魅力となるサービスを充分提供しきれておらず、集客力も弱い。ジョブカフェの運営などで民間の職業紹介事業者が経験とノウハウを蓄積してきたいま、ヤングハローワークやユースハローワークについても、民間にその運営を委ねていくべきである。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築	無料職業紹介事業の許可基準の緩和(運用基準の変更)、雇用保険法第15条の2等・職業安定法第5条の4・第51条・51条の2・職業安定法第8条の解釈上の疑義につき政府解釈の変更による解決、職業者安定法第32条の3第2項の撤廃、を求めます。	
1	1	民間企業	21	ポリテクセンターの全業務を市場化テストの対象事業とすること	現在雇用・能力開発機構の運営しているポリテクセンター(職業能力開発促進センター)の全業務を市場化テストの対象とすることを提案いたします。	現行の公共職業訓練施設は、移動率が低く高コスト・非効率な運営を行っている。訓練内容が労働者や企業のニーズに充分対応できていない、訓練と紹介が一体化されておらず効率的なマッチングができていない、訓練費用や失業保険の訓練延長給付といった手厚い補助が公共職業訓練にのみ偏重しているため、民間教育訓練機関の事業を圧迫している、といった問題を有しています。そこで、公共職業訓練施設の全業務を、ノウハウを有する民間事業者に包括的に委託することにより、訓練の効果的・効率的実施とコスト削減を図っていくべきと考えます。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号
zB130167	厚生労働省、法務省	社会保険事務所業務を市場化テストの対象とすること	国民年金法第5条の2、厚生年金保険法第4条、健康保険法第204条等	社会保険事務所において、政府管掌健康保険業務、年金業務等を実施している。	c		<ul style="list-style-type: none"> 社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として市場化テストのモデル事業についても既に3事業に取り組んでいる。 また、社会保険庁の組織の在り方については、内閣官房長官の下に置かれた有識者会議において、平成17年5月31日に「社会保険庁改革の在り方について(最終とりまとめ)」が取りまとめられ、公的年金制度の運営と政管健保の運営を分離することとし、政管健保の運営については、国から切り離し、全国単位の公法人を設立すること、公的年金については、保険料収納率の向上という最重要課題に対応し、年金事業に特化した組織とした上で、徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要、事業運営の効率化等を図るため、民間企業への外部委託を徹底することとされている。 この最終とりまとめに従って、新組織の的確な実現を図ることとしており、社会保険事務所業務を包括的に民間委託することは適当でないが、業務効率化の観点から引き続き外部委託の拡大を進めていきたい。 						zB130167	厚生労働省、法務省	社会保険事務所業務を市場化テストの対象とすること	5044	5044B004
zB130168	厚生労働省、法務省	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テスト	国民年金法第96条、健康保険法第180条及び厚生年金保険法第86条 なお、サービサー法については、当省の所管ではない。	社会保険庁において、国民年金、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収業務を行っている。	a (現在、実施している市場化テストのモデル事業を引き続き実施)		<ul style="list-style-type: none"> 社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として、国民年金保険料の収納業務のうち、納付督促業務及び保険料の納付受託業務等について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施しているところであり、引き続き、その実施を進めていくこととしている。 なお、内閣官房長官の下に置かれた社会保険庁の組織の在り方に関する有識者会議の「社会保険庁改革の在り方について(最終とりまとめ)」(平成17年5月31日)において、公的年金については、年金事業に特化した組織とした上で徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要、政管健保については、国とは切り離された全国単位の公法人を設立することとするが、徴収の事務については、事務の効率性、事業所の負担軽減及び強制性を帯びた公権力を行使するという事務の性格から、公的年金の運営主体において併せて実施することが適切、とされており、強制徴収まで民間に委託することは適当でないと考えている。 サービサー法の改正については、当省として回答できる立場にない。 						zB130168	厚生労働省、法務省	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テスト	5068	5068B006

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

要望事項補助番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の内容	その他・要望
1	2	株式会社東京リーガルマインド	4	社会保険事務所業務を市場化テストの対象とすること	現在社会保険事務所が実施している健康保険・国民年金・厚生年金等事業にかかる適用・徴収・給付手続業務及びそれに付随する相談業務を、施設単位で包括的に市場化テストの対象とすることを提案いたします。	<p>現行の社会保険事務所の業務については、高コストで非効率な運営、低い徴収率、不正確な給付、ずさんな個人情報の管理、利用者軽視のサービスといった様々な問題が指摘されています。社会保険事務所の業務を民間事業者に包括的に委託することで、効果的効率的な運営が可能となり、保険・年金財政の健全化が図られるとともに、国民の社会保険に対する信頼の回復に繋がることが期待されます。</p> <p>なお、未納保険料の徴収といった事業単位で市場化テストにかけるといった意見もありますが、かかる手間とコストのかかる事業のみを民に切り出しても、業務の効率化には結びつきません。社会保険事務所における問題は、重層的組織や旧世代のシステム、効率的経営へのインセンティブの欠如といった組織を挙げた業務運営体制にあるのであり、かかる部分を含めて包括的に民間に委ねてこそ、人員配置や業務コストの重点配分等によって、効率的で効果的な運営が可能になるといえます。また、職員の職(ポスト)が市場化テストにかけられることにより、官の側にもサービスの向上や業務の効率化といった努力が期待できます。よって、社会保険事務所の原則全業務を施設単位で市場化テストの対象とすべきと考えます。</p>	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築	サービサー法2条1項の特定金銭債権に「健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法に定める事業により生ずる金銭債権」を含めることを求めます。	
1	2	個人	6	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テスト	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テスト	<p>すでに「厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業」「年金電話相談センター事業」はモデル事業として実施されており、市場化テストの趣旨との合致は確認されているものと考えられる</p> <p>今後は、保険料徴収事業全般への拡大(強制徴収の一環としての資産調査・把握等事務含む)、及び対象事務所を拡大して、より多くの成果を得ていくことが妥当であるため</p>	全国の事務所における年金保険料徴収業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される	弁護士法・サービサー法により一般企業の法律事件に関わる行為が禁止されている また、未納税金がサービサー法での対象債権となっていない	